

令和2年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年12月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	川端 美香
市立野洲病院事務部長	吉川 武克	総務部長	市木 不二男
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	川尻 康治	総務部次長	武内 佳代子
みず事業所長	服部 道和	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（東郷克己君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日の説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（東郷克己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第5番、坂口重良議員、第6番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（東郷克己君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は昨日と同様、一般質問通告一覧表のとおりであります。

順次、発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされますよう希望いたします。

それでは、通告第5号、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 皆さん、おはようございます。第6番、岩井智恵子でございます。

今日は大きく3つに分けての質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、小学6年生まで医療費無償化拡大について。10月18日に投開票されました市長選で栢木新市長に市政のバトンタッチがされ、船出の舵取りが託されました。新市長として、これからの船出はコロナ禍の最中、厳しい現実だと思いますが、新体制に不安や大いなる期待は市長のみならず、市議会議員、また市民の皆様も同様だと思います。

当选当日、報道機関の取材に対し、多くの公約を掲げ、「議員とも膝を突き合わせて協議し、理解を求めたい」と言われ、そう願いたいと思ったものです。私たち議員も目指すは行政及び市民の皆様とともに、住みたい、住み続けたいわがまちづくりであります。

さて、私たち党派、新誠会では、質問が重ならないように配慮をして質問をいたします。

まず、私は市長が多く掲げられております公約の中で、小学6年生まで医療費無償化の拡大について質問をいたします。

なお、昨日の質疑や一般質問でも回答いただいておりますが、重複すると思いますが、よろしく願いいたします。

野洲市では、現在、医療費無償化は就学前までとなっていて、令和3年4月より小学3年生まで医療費無償化が拡大施行されることになっております。私は、市長が公約をあえて小学6年生まで拡大されることについて質問をするものであります。

そこで、健康福祉部、吉田部長にお尋ねいたします。令和3年4月より小学3年生までの医療費無償化が施行されることで、1年間の費用及びシステム変更上の諸経費などの費用、それからさらに6年生まで拡大される場合の費用についてもお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、岩井議員の小学6年生までの医療費無償化に対するご質問にお答えをいたします。

1点目の岩井議員のご質問にある令和3年4月からの小学3年生までの福祉医療費助成制度については、医療費の完全無償化ではなく、通院に対する1レセプト500円を自己負担限度額とする制度であることを前提としてお答えをさせていただきます。

1年間の医療費助成に係る費用及びシステム変更上の諸経費については、現在令和3年度予算の積算を行っているところで、またコロナウイルス感染症の影響もありまして、受診率とかもちょっといつもとは違う動きをしているところではございますけれども、平年並みということで試算をさせていただいております。国保被保険者の医療費を参考にして、市民全体に割り戻した形で試算をしているんですけれども、医療費助成費約3,500万

円のほか、国保連合会や社会保険診療報酬支払基金における審査や請求事務に係る手数料が約200万円となっておりまして、合わせますと、合計で小学校3年生までで約3,700万円の経費を見込んでいるところです。

なお、国保連合会のレセプト請求等におけるシステム改修に係る負担金が別途約30万円必要になりますけれども、こちらにつきましては、今年度、令和2年度で支出をさせていただく予定をしております。

また、小学3年生までの制度と同様の制度を小学6年生まで拡大する場合の費用につきましても、こちらもあくまでも大まかな試算ではありますが、システム改修費用等を含めまして、追加費用が総額で約3,200万円かかるというふうに想定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

ただいま示されましたのは、年齢階層別入院外医療費の統計で、野洲市の場合はまだ施行されておりませんので、あくまで推計とのことですが、3年生までなら諸経費を入れまして、年間3,700万、6年生までなら3,200万プラスという説明をいただきました。

次に、市長にお伺いいたします。公約されている6年生まで拡大された場合は、その諸経費等、毎年増えることとなりますが、財源の裏付けをどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

2点目の医療費無償化の財源の裏付けについてのご質問にお答えいたします。

小学6年生まで医療費無償化の財源につきましては、国庫補助金等の特定財源がないため、一般財源の中で他の事業と優先順位や調整を図りながら行う必要があります。このため、公約に掲げておりますとおり、行財政改革の推進やふるさと納税制度の積極的な活用等により、新たな財源の確保を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 分かりました。来年の4月からということになりますと、これ

は条例の改正とか、また3年生で一応施行になっておりますので、そこらもあろうかと思
いますし、その財源がすぐ賄えるということはかなり難しいかと思えますけれども、その
辺りはどういうふうに、もう来年から早々ということを考えていらっしゃいますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 来年4月から実施ということはまず無理と、近隣との調整もござ
いますし、もうしばらくかかるというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ところで、湖南4市の状況はということで、私も調べてまいり
ました。それぞれ施行日は異なりますが、小学3年生までの医療費無償化については、野
洲市が令和3年4月から施行されることで、湖南4市の足並みは一律となります。湖南4
市に一部自己負担あり、ちなみに野洲市は、先ほども言われましたが、1件当たり500
円の自己負担がございます。担当課によりますと、決して湖南4市が申し合わせていると
いうわけではないとのこと。当然、年齢階層の基準が3年生に定められているのは、各市
町村が財源を見合っただけのことであり、小学6年生までの拡大は理想であっても、現実には
厳しいものではないか。

湖南4市のうち、野洲市が一気にこの6年生まで拡大されるという理由については、今
も申されましたように、来年度はこの3年生まで、あと6年生に限ってはこれからも考え
る、検討されるということですが、市長といたしましては、この3年生の医療費無償化に
当たりまして、昨年度というんですか、前回の説明によりますと、やはり都市計画税が
組み込まれた中で一般財源をそこに入れなくてもいい分でのこの3年生までの無償化を計画
されたとあります。その中で、この都市計画税も1年先送りということになりますと、こ
こでの財源も見込まれないということになりますが、この辺りにについても、どのようにお
考えでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 昨日も申し上げましたとおり、都市計画税はあくまでも都市計画
区域内で整備、都市計画事業をするための税でありまして、この医療費無償化につきまし
ては、確かに一般財源が空くと言うたらおかしいんですけども、その部分での補完をして
いくということは分かるんですけども、一応、これは4月より実施するというので、施
行するというので決定しておられますので、これはいろんな財源調整をしながら進めて

いくということで考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 了解しました。それでは、まずまとめますと、来年4月からの無償化、3年生までということは実施されるという、そのまま変わらないということですね。では、6年生につきましては、公約として上げておられますので、いつ頃されるというのを考えておられますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたが、いろんな法的な問題とか制度的な問題、近隣4市との協議というものも重ねてまいりますので、希望としてみたら、令和4年4月ぐらいから実施したいと思うんですけども、希望としては。ちょっとその辺がこれから着手していく問題でございますので、希望としたら令和4年ということで、ご回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） はい、分かりました。なかなか希望とか理想とかいうのは思うようにはなりません、そのように向けての努力はされることは決して悪いことでありませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、福祉、教育、医療費無償化など、多種多様な事業を抱える行政にあつては、当然、財源の裏付けがあつて初めて遂行ができることは当然であり、何が優先されるべきか、これ以上は譲れない境界の見極め、共通理解の上で政策決定がされないと、財政にゆがみが生じてまいります。公約の実現や理想論は結構ですが、健全な財政運営や透明性こそ最重要視されなければなりません。

そして、「急がば回れ」ということわざがありますが、市長というポスト非常に大きく、責任は重いです。それだけに突き進むだけでなく、協議を重ねることや遊びの部分も持ち得た、いわゆるある程度のバランスや優先順位の見極めがきらっと光る市政の舵取りが必須だと考えますが、最後に市長のお考えをお聞かせください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の多種多様な事業を抱える行政にあつて何が優先されるべきかについてのご質問にお答え申し上げます。

2点目のご質問にお答えしたことと重なりますが、当然、限られた財源の中、多種多様

な事業に対し、優先順位をつけて、効果的、効率的に実施していくこととなります。

私が公約させていただいていた項目につきましては、市民の声を聞かせていただいた中で特に必要であると考えたものであり、優先的に取り組む必要があると考えております。ただし、当然のことながら、そこには法律や制度が存在し、現場を担う職員の意見なども十分聞き取った上で判断していくことが、市の舵取りを任された私の責任であると考えております。

また、「急がば回れ」と申されました。確かにそのことは分かります。理解できますが、特に喫緊の課題として、子育て支援や少子化対策が必要であることから、医療費無償化の拡大等については、回り道をする余裕があるのかなというようなことも考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいま市長が申されましたように、なかなか「急がば回れ」というんですか、その判断というのは大変難しいものがあるかと思います。そこを市長の能力でしっかりと見極めていただいて、本当に市政の舵取りをしっかりとしていただきたいと思います。

では、次に移ります。

野洲市における小学校登下校の見守りの現状と今後について。残念なことですが、子どもの登下校を狙った事件が全国的に後を絶たず、本市においても、通学路の安全対策は課題の1つです。

警視庁によると、13歳未満の子どもが登下校などに犯罪に巻き込まれるケースはここ数年横ばいで推移し、平成30年は全国で573件発生しており、時間帯別の統計では午後3時から6時の下校時に発生が集中しているということです。平成30年5月に新潟市で下校途中の小学2年生の女兒が殺害されるというむごい事件があり、その事件を受け、政府が同6月に「登下校防犯プラン」を策定、犯罪対策強化の警鐘を鳴らしています。

ところで、本市の子どもを守る具体策として、スクールガードなど、ボランティアや保護者、教員らによる、また下校の「お迎え当番」など、地域の要所で見守りの対策が取られ、今日までその概要を維持してまいりました。しかし、保護者や教員は共働きが多いため時間的負担が大きく、スクールガードなど、多くの地域の支援に頼ってきましたが、近年、スクールガードの高齢化など、従来の見守り活動に限界が生じ、地域の目の減少している現況で、世代交代も進みにくいという問題があります。野洲市内でも、様々な不審者

情報が流れるなど、いつ事件が起きても不思議でないという現状の中、子どもたちの安全をどう守っていくか真剣に考えるべき時期と考えます。

そこで、子どもたちの登下校について以下お伺いいたします。1、野洲市内で起きた登下校時の子どもたちの被害情報及び不審者情報の件数について教育長にお伺いします。教育部長ですか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） それでは、岩井智恵子議員の2番目の質問についてお答えいたします。

野洲市における小学校登下校見守りの現状と今後について。1、市内の被害情報及び不審者情報についてお答えをいたします。

今年度、児童生徒が関わる不審者情報は、11月26日現在、11件あります。うち登下校時の不審者事案は3件で、その被害内容は、「声をかけられる」、「写真を撮られる」、「視線を感じる」などでした。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは、今年度は11月26日で11件ということ、それから事案としては、声をかけられるということがありましたが、やはりこういう中の始まりから大きな事件へと、悲惨な事件へと移行していくということに思われますけれども、ただ単に声がけとか、そういう形で対策とか、何か特に話し合ったとかいうことはないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 事案が発生いたしますと、そのたびに学校から教育委員会のほうに報告がございます。そのたびに各学校で対策を練っていただいているところでございます。度々やっておるということでございます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） これは保護者の方には多分もうスマホなんかですぐに、私どもの携帯にも入ってまいります、されているかとは思いますが、そういう中で子どもたちの見直しというのか、こういう話をきちっとされて、対応をされているということで、子どもたちの態度が変わったとか警戒心がさらに大きくなったとかいう、何かそういう事例はございますか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 一応、そういう報告は受けてはおりませんが、野洲市内だけではなく、守山警察署管内の情報が入ってきますので、そういうものを校内で共有しておりますので、各段階で先生が注意をすると、声をかけられたら返事はしないようにとか、たまにそれで挨拶せえへんと怒られるときがあるんですけども、子どもたち自体も身を守るということを少しずつ覚えていって、成長段階に合わせて覚えていっていただいていると思っております。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） このように、守山管内の情報も一緒にということであれば心強いですし、ぜひこういうこともしっかりとフォローしていただきたいと思います。

2番目、ここ10年の被害、不審者情報の推移をお願いします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） お答えをいたします。

市内の児童生徒に関わる不審者情報の推移は、平成23年度3件、平成24年度14件、平成25年度10件、平成26年度8件、平成27年度5件、平成28年度10件、平成29年度13件、平成30年度18件、令和元年度14件、令和2年度11件でございます、一応、11月26日現在ということで。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ちょっと速いあれだったので、全部書き切れなかったんですが、思ったよりも結構件数が伸びている年がありますね。こういうこと、やはり子どもたちが危険にさらされますので、先ほど、1番でお答えをいただいたように、十分この辺りの原因とか一番声をかけられやすい場所の特定だとか、そういうものを見極めていただいて、本当に1つ悲惨なことが起こってしまったら、大変な事態になりますので、そこは十分ご注意をいただきたいと思います。そして、子どもたちにもしっかりとそこらの対応をしていけるように、そういう勉強というんですか、また時には体験もさせながら、いろいろ高めていただきたいと思います。

では3番目、私も毎日スクールガードで、議長のときは立っていませんでしたが、ずっと3年半以上、こうして毎日立たせていただいておりますが、スクールガードの登録者数の現状、また年齢も大変高くなってきていると思います。私はその辺りを非常に懸念しております。具合悪いな、ちょっとぐらい休みたいなと思っても、なかなかお母さん方はし

やべっておられる場合がありますけど、私たちは本当にちょっとした、そんな遠い距離を見ているわけでもなく、やっぱり300人ぐらい、私は祇王の駐在所に立たせていただいておりますが、300人近くの生徒が通ります。もう向こう見ずに飛ばすドライバーもいますので、危険は本当に危険なんですね。だから、その責任感と子どもたちを守ろうとする思いで立たせてはいただいておりますが、高齢化ということはもう本当にひしひしと感じますので、その辺りも含めて、この状況をお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） スクールガードの状況についてお答えいたします。

いつも見守り、ありがとうございます。多くの方にご協力をいただいております、教育委員会としては本当に感謝の言葉しかないんですけども、本当にありがたく思っております。

今年度の本市のスクールガードの登録者数は約750名で、地域の方や保護者の方にご登録をいただいております。年齢層は正確に把握はしておりませんが、仕事を退職された方など、ご高齢の方の割合が多いのが実態でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまも私の予想どおりの答えでありました。やはり、私が思うのには、保護者の方も下の子どもさんがおられる場合や共働きの方もおられるので、大変かなとは思いますが、私は一案ですけど、やはり1か月に1回は何とか旗を持って立っていただけるような機運というんですか、そういうふうなものも持っていたら、いつもこの高齢者に頼るだけでなく、もう少しPTAの方たちの関心度というんですか、子どもを守るという気持ちになっていただけたらありがたいなと思いつつ、私も立っております。そういうことで、そういう意識を高めていく、保護者としての意識を高めていただけたら、一番このスクールガードに関しては、ボランティアの中でも助かるんじゃないかと。

また、高齢者の方にしても、無理はされていても、やっぱり生きがいとしてされる方もいらっしゃるんで、一概に排除という意味ではありませんが、もうぎりぎり立っている人数ですので、そこはちょっとPTAの方にも働きかけがあったら、ありがたいなと思っております。

4番目、GPS端末などの活用、今後を見据えた計画の有無についてはどうでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） G P S の活用など、今後の計画の有無についてお答えをいたします。

G P S 端末の有効性については理解をしております。しかし、G P S 端末の導入には、費用対効果の検証や管理責任の所在を検討する必要がありまして、まだまだ多くの課題が残されております。現在のところは計画をしております。

野洲市では、児童生徒に関わる不審者事案が起こった際は、まず保護者に警察への通報を促しています。併せて、学校教育課から各学校、こども課、危機管理課、生涯学習スポーツ課、そして守山野洲少年センターへ情報を発信し、注意喚起や見守りの強化に努めています。

一方、各学校では、子どもたち自身に危険を回避する力を身につけさせるため、防犯教育を繰り返し行っています。

今後も速やかな情報共有と継続的な防犯教育に取り組み、子どもたちの安全を守れるよう努めてまいります。

また、市教育委員会でも、安全に関する会議や自治会などを通じて、スクールガードの登録や「こども S O S ホーム」の登録などの呼びかけを今後も積極的に行い、地域の見守り体制を充実できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） いろいろ子どもたちにそういう説明をしたりとかということは今言われましたけれども、どのような頻度でされているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 子どもたちの防犯に関わりましては、特に先ほどのような大きな事案があった場合は、帰りの会とか朝の会で担任からこういうことがあったんで気をつけましょうというようなことを伝えるようにしています。また、定期的に防犯教室を開いて、各学校でこういう場合はどうするんやということをやったり、あるいは小学校ですと、守山警察署とかに来ていただいて、具体的にドラマ仕立てでやっていただくとか、そういうようなことで不審者対応、子どもたちが学習をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 子どもたちは、やっぱり1、2、3年生ぐらいはほんまに聞いていても1回や2回でなかなか受入れと現実が結びつかないと思います。私もスマホでいろいろ見てみますと、おかえりQRとか、ランドセルとか身に貼りつけるだけでできるようなものとか、小学生の子どもを持つママさんの約9割がこのGPSを必要と考えているという統計などもありますので、今後はまだここに大きな事案が上がってきていないから、どこかで油断があるかと思います。でも、この1件が怖いので、やっぱりこういう今の時代ですので、いろんなものが、また月々にすると何百円からでもありますので、一度、こういう検討も大事かなということを感じておきます。

それでは次に移ります。

3番目、介護保険による、要介護認定とサービスの利用についてお伺いをいたします。

住みたい、住み続けたい、そんな野洲の町に縁あって、生活をしている私たち。でもこの先は必ず老いがやってきます。なるべくなら住み慣れた地域で、我が家で余生を送りたいものです。

そんな暮らしの中で、最近ある事案から、介護保険の要介護認定や介護サービスについて改めて関心を持ちました。

私は介護職を長くしてまいりました。もう既に要介護の認定を受けた利用者さんの支援サービスをしていたということです。認定に至るまでの狭間の人たちが、いわゆる深刻な予備要介護認定者のおられると同時に、認定をこまねいている間に逝ってしまわれる事例も実際痛感しました。

認定調査には、本人や家族の聞き取りはもとより、全国共通の調査票に基づき、各種調査、主治医の意見書などが参考にされ、介護認定審査会で審査され、度合いが判定されます。それも約1か月程度かかります。

私が申し上げたいのは、認定制度について、もう少し現状に即した判断だけでなく、見た目や行動はその日の面接で良好と判断され、例えば要支援が出たといたしましても、一方、身体の中は深刻な状態が繰り返され、急変が十分に予想されてもなかなか要介護の認定には行き着かない、それが現実です。要支援では、サービスの内容や福祉用具の貸与では、ベッド、車椅子でも保険給付の対象にはなりません。自費ではOKでもいろいろ細かい制約があります。判定は介護認定審査会で審査され、当然、ご家族の聞き取りもされていることですので、決まり事であり、私は文句を言う筋ではありません。しかし、人間は人形ではありません。病状も一定に保持されている場合、病状が徐々に進行する場

合、また今回のように急激に進行する場合など様々です。例えば、進行が急に進んだ、家族は支援サービスを受けたくても要支援では受けられず、実際の病状が認定時の度合いに乖離があっても区分変更をしなければならず、これもまた一から審査がされます。こういうことで大変に時間がかかるわけです。

ですから、私が言いたいのは、見た目よりも厳しい身体の現状の訴えがあった場合には、要介護認定に及ばない場合であっても、そのところ、何とか幅を持たせる、家族の話、あるいは医師の話なども考慮しながら、そのときは元気で歩くこともできる、トイレに行ける、シャワーもできる状態であっても、急変する人たちもたくさんいるはずで、その狭間であって、要介護認定しか受けられない。本当に中身はもう重症度になっていても、そういう状態のこともありますので、そこらのことを本当に家族のフォローも含めて、このような場合には、どこの部署の担当で、どのような指導なり対応されているのか、今後のためにも高齢福祉部、赤坂政策監にお伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、岩井議員の介護保険による、要介護認定とサービスの利用についてのご質問の1点目でございます。要介護認定等サービスの利用についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の中で具体的な例として掲げておられます要支援の認定者につきましては、議員が質問状でもおっしゃっていましたが基本的に介護用のベッドや車椅子等の福祉用具の貸与はできません。その対応といたしましては、介護サービスの計画作成者、プランナーさん、あるいはケアマネさんが、地域包括支援センターのほうに協議をしていただきまして、介護保険の軽度者等福祉用具貸与費例外給付の認定を受けることや、あるいは別の制度になりますけれども、障がい者福祉サービスにおける福祉用具給付などの制度を活用することで利用が可能になる場合がございます。

そして、ご質問にある、見た目より厳しい状況の訴えがあっても要介護認定には及ばない場合が発生することにつきましては、まず第一に、介護保険の介護度は病状や身体的な症状等の医学的な重篤度ではなく、あくまで介護の手間の総量によって定められる指標でございます。

次に、介護サービスは、急性期を脱して症状が一定安定した、落ち着いているその状況を対象といたしまして、日常的な療養、あるいは生活の質を向上させるものでございます。

そのために作為ではなく設定した期日に認定調査を行いまして、その際の状態、結果に基づき判定するよう制度のほうで定められています。

ご質問中の当事者のように、症状が急変したりしやすい急性期の方におきましては、サービスの利用時点で認定の内容と身体状態の不合致が生じることにつきましては、制度的にやむを得ないこととご理解願いたいと思います。

また、急性期の方が在宅で療養するために必要な用品や用具が生じた場合につきましては、医療関係の公的な保険や扶助制度にはそういった支援がないことから、介護保険、あるいは障がいの福祉のサービスをご利用いただくことになっておると、そのように私どもとしては認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ちょっとメモがし切れなかったんですけども、やはり急性期の場合には介護保険ではなかなか制度的にそれは許されないというんですか、認められない場合が多いと。リハビリだとか、例えばこれから質の向上を図るための介護保険であって、思わぬそういう急激なことにに関してとか、あるいはどこにまず行っていいか分からん、どこに相談していいか分からんというような場合の中でどんどん日がたっていくようなおそれのときでも、なかなかその要支援から要介護になる、この狭間というのかな、そこが本当に難しいなと私も思いますし、もう決められた制度を今さらどうこう言うわけではないんですが、今申し上げたような場合もなきにしもあらずですのでね。

先ほどは、福祉のほうで、またそういう場合には、ちょっとそこをもう少し詳しく教えてください。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいま、先ほどお答えしたものと重複しますが、聞き取りにくかったと思いますので、再度申し上げますと、介護保険以外で障がい者福祉サービスの福祉用具貸与というのがございます。この部分につきましては、例えば難病指定を受けられている方とか、あるいは障害者手帳を持っておられる方、その等級に応じて貸与することができます。介護認定の段階で、先ほど言いましたその日の状況によって介護度が決まります。その介護度によって介護保険では借りられるものがあるという制限、ご存じのようにあるんですが、そのような方でも、私が言いましたような、先ほどの難病指定とか身体障がい者の申請をされた、あるいは持っておられるケースについては、

そちらに応じて借りられる場合があるという説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 私は介護福祉士として介護に10何年携わってきた中で、こういう相談を受けたときに、まだ踏み込めますけれども、なかなか十分でない方、初めて介護をするということでどぎまぎしている方もたくさんおられるかと思っておりますので、そういうような、もうどうしても、どうなって、どうしたらいいか分からんという方の受入れだけではなく、そういうことが事前にもう少し市民にも分かりやすいような方法があるといかなと私も思いますので、そういう機関が連携をして、今後介護サービスが受けれるにもかかわらず、受けるところまで行き着かない人たちにもぜひ目を向けていただいたり、その方法について広く教えてあげてほしいなど、このように思います。

次に、ますます高齢化が進み、団塊の社会（野洲市の2020年予測では、全国平均28.9%より低い26.5%）は、今後介護する側、またされる側も大変な課題が待ち受けているはずですが。膨大な医療費のこともあり、大変厳しい立場だとお察ししますが、全体的に見て、申請度合いや職員の体制など、バランスは取れているのでしょうか、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の高齢化の進展下におけるニーズと職員体制などのバランスについてのご質問にお答えします。

長寿化により、近年高齢化の中でも特に要介護リスクが高い後期高齢者が増加しております。そして、ご指摘のとおり、2025年以降は団塊の世代の75歳到達によりまして、要介護認定申請等はさらに増加することが見込まれます。

このような状況の中で、介護認定調査の申請件数は、来年度の見込みでございますけれども、直近の3か年、3年前と比較しますと約200件の増、率にしますと12%程度の増加と見込んでおります。迅速に適切な調査を行うためには体制強化が必要になっていると、そのように考えております。

また、高齢者施策全体に関しましては、高齢者の単独世帯と高齢者の夫婦世帯が国調の調査でございますけど、平成22年から27年の比較でいきますと約37%の増ということになっておりますし、最近よくマスコミでも出ます高齢者がひきこもりの50代の子を養育する、いわゆる8050世帯などの世帯、あるいは高齢者の5人から6人に1人と推

測される認知症高齢者の増加など、高齢者に係る課題は複雑化、重層化しており、市の専門職による相談支援体制の強化も必須と認識しております。

このことを踏まえまして、今年度策定しております、第8期介護保険事業計画の検討におきまして、地域包括支援センターを各中学校区を基本に設置、拡充していく方向で調整しており、相談支援体制の強化を早期に図っていきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは予想だに、びっくりするほど、来年の見込みで200件増と、12%増ということ。また、世帯が独居生活だとか2人夫婦だけの生活とかというふうに、家族が今見守るという状況下がないというんですか、だんだん少なくなっている、また共稼ぎでなかなか介護に集中できない、もう介護難民というようなこともあります。そういう中で、これからはますますそれが緩やかに下がっていくのならいいですけども、もっと上がっていくというのか、この課題は大変大きいかと思えます。

そして、今言われた8期のこれからのの中では、中学校区でももう少し細やかにそういうサービスをしていくということなんですが、先ほど言っていたこの職員のバランスで、職員の配属については足りているというんですか、今でぎりぎりなのか、もっと増やしてほしいと思っている、これだけ増えている中で職員の体制というのはどうなんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの職員の体制でございますけれども、今の現状につきましては、現体制でできる限りの業務、あるいは市民様の相談等を実施させていただいております。先ほどお答えしました今後の、いわゆる高齢者の人数、あるいは対象者の増加等々、この分からいきますと体制の充実というのは当然必要でございますが、福祉部門だけではなく、違う市役所の中の部門でも、いろんな部門でその必要性、体制の強化というのは言われておりますので、それをトータル的に、人事管理として把握のほうを総務部のほうでしております。

そういうことからいきますと、業務のほうからの体制については、担当部としてはそういうようなことは、要望のほうはさせていただきますけれども、市全体の中でその辺については調整されると、そのように理解しております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 野洲市はありがたいことにそういった連携プレーというのか、非常に横のつながり、各課でのつながりとか助け合いがすごくできている、よそからも褒められます、野洲市はいいなど。障がい者の方も孫をもうこっちへ連れて帰ってきたと、嫁がせた娘をもうこっちへ連れて帰ってきて、孫のことを託すのは野洲が一番だというような声も実際聞いておりますので、本当に高いところでやったださっているとは思いません。ありがとうございます。

今日の私の質問は、市民の皆さんに介護保険による要介護認定とサービスの利用、まず先ほども言いましたように、よく私に言われるのがどこに電話したらいいの、どこに聞きにいけばいいのという、介護の方を持った家族からの問い合わせがあるんですけども、そういうことからして、まだまだ初めて経験される方などは迷いがたくさんあると思います。これは決して人ごとではない問題です。私が申しあげました事例、また今後もあるかと思いますが、規定の中にひとつこうした課題も一歩進めていただければ本当に幸いかなと思っております。

コロナ禍の中の最中、高齢者及びまた介護保険問題とこの対応や課題も抱える高齢福祉課、地域包括支援センターの職員の皆さんをはじめ、看護及び介護職員、関係者の方々も厳しい環境下に置かれ、医療従事者として苦しい、本当につらい立場、厳しい現実下の日々だと思いますが、なくてはならない職務を担ってくださっております。そうした関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。また、事業所等、経営も厳しさを増す中ではありますが、今後一層、先ほども言われましたように、各機関の連携と、そして何度も言うようですが、再度この保険認定内の中で何とか考慮していただける、一歩進めていただけるようなことがあるならば幸いです。本当にこれからもどうかご尽力をいただきますようお願いをいたします。ありがとうございました。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第6号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） おはようございます。新誠会、第5番、坂口重良でございます。

栢木市長が誕生されまして、1か月になります。市長公約の中の市街化区域の拡充についての質問をさせていただきます。

日本の全国土のうち、市街化区域の面積の割合は約4%程度です。その約4%に全人口の約70%が居住しております。滋賀県都市計画区域の天津湖南区域、大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市、湖南市の6市で構成をされています。その中で市街化区域割合

が高い順番に、草津市が39.3%、栗東市が26.7%、守山市が26.2%、そして湖南市20.2%、大津市18%、野洲市は12.8%になります。都市計画区域に占める市街化区域面積が最も狭小であることは市長もご存じのことと思います。住宅用地が少なく、市街化区域の拡充、拡大は、私も必要と考えております。前から言われているように、市内の事業所で働く従業員さんの声です。皆さん、市内に住みたがっておられます。

そこで質問をいたします。栢木市長は市街化区域の拡大をどのように考えられていますか、お答えいただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 坂口重良議員の1点目の市街化区域の拡大をどのように考えているかのご質問にお答えいたします。

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による令和2年以降の将来人口推計によると、人口減少に転じると想定されているところでございます。そのため、長期的な視点においては、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す必要があると考えております。

しかし、市街化区域内には未利用地がほとんどないこと、市内の事業所からは従業員が住まいを構える土地がないことを聞き及んでおり、短期的な視点においては、拠点となる市街地周辺において適切な居住環境を誘導する区域設定により市街化拡大が必要であると考えております。

ただ、区域区分の見直しに係る現在のルールにおいて、農業振興地域内の農用地を見直すには、滋賀県がおおむね6年から10年ごとに行う区域区分の定期見直しのみとなっているため、市街化編入されるまでには非常に時間を要することとなっております。このため、例外規定である随時見直しが柔軟に対応可能となるよう、ハードルは高いですが、滋賀県に対し方針の見直しを強く要望しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

今議会で、都市計画税の令和3年度課税のコロナ対策による延期が上程されております。市街化区域拡大と都市計画税は関係がございます。まちづくりに必要だと思っております。計画税延期でどこから財源を充てるつもりですか。お答えいただきたいと思っております。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 坂口議員、今のこの何を財源に充てるということで。ご質問の内容がちょっと理解できない。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 市街化区域の拡大をするには道路が必要になってきます。今回、コロナ対策ということで、都市計画税を延期されたのは分かります。ただ、都市計画税を延期されることによって、道路を造ったりの財源はどこからというのを教えていただけますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 坂口議員のご質問にお答えします。

都市計画区域が拡大されたら、当然、そういう費用というものが発生するわけです。都市計画区域が発生するときにその都市計画税を延期させていただくのは、まず令和3年度ということで、1年分の都市計画税の、今、延期をさせていただきたいということで申し上げておりますので、都市計画税が、例えば課税されて徴収された場合でしたら、その財源確保は都市計画区域内ですので、当然その財源で行っていくわけですが、今の現状で、都市計画税は来年4月から課税されるわけでございまして、それはそれを新たに課税される分でございますので、その分が今現在ないわけですから、今現在と同じような方法で財源調整していくということでございます、今現在は。都市計画税が課税された後では、当然市街化区域内ではその財源が活用されるということで理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ということは、今までどおり一般財源でしかないということですね。

それでは、データベースなどを準備されているわけでございますが、影響はございますか。例えば、令和3年度は延期されるとして、令和4年度、ボタンをすっと押したらデータベースをそのまま生かさせていただいて、都市計画税の徴収はできるということですね。確認させていただきます。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時01分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 都市計画税の税のデータベースでよろしゅうございますか。

この件に関しましては、総務部長より答えさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 都市計画税の課税の基礎につきましては、現状、整理をさせていただいておいて、現在は検証しているところでございますけども、それは生かせる形になっておりますので、影響はない状況です。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 分かりました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2番目、少子高齢化、人口減少の中ではありますが、野洲市にはまだまだ伸びしろがあると考えております。都市計画区域約6,000ヘクタール、市街化区域の割合が12.8%、すなわち約770ヘクタールということですが、市長が考える割合は何%ぐらいが目標値でございますか。お答えいただきたいと思っております。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の市街化区域の割合は何%が目標値かのご質問にお答えいたします。

市街化区域の拡大については、滋賀県が実施する大津湖南都市計画区域の区域区分定期見直しの際に、熟度の高い具体的な事業が必要になります。そのため、本市で策定中の都市計画マスタープランや立地適正化計画において、市街地整備の推進による産業や住居系の土地利用を誘導する方針について位置づけを行い、事業者等の方々が具体の事業が描けるよう、市として最大限誘導していきたいと考えており、割合については特に目標値は定めておりません。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 質問いたします。湖南都市計画区域内の他市と比較しても、極端に低い比率は、先ほど質問でも申し上げたところでございます。この目標値を設定されないということは、達成するための策というのはございますか。設定はされませんが、計画区域の増やす、拡大というのはもう間違いないことですね、市長が言っておられるわけ

ですから。具体的に、例えば目標値というのは個人的にでもないんですか。これぐらいあったらいいなという数値は示せますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 大津湖南都市計画区域のそれぞれの市町のパーセントですけども、それぞれの市町の面積によつての市街化区域のパーセントですので、野洲市は12.8%ですけども、大津が18%となっておりますけど、大津と野洲市と面積を比べたらかなり広いんですね。その中での18%の割合と野洲市の12.8%では面積に換算するとかなり違うと思うんですね。だからパーセントでという目標値はなかなか難しいなとは思つてんですけども。

それとまた、市街化区域拡大というのは確かに私も進めていきたいというふうに強く思つております。しかし、湖南区域の都市計画区域で決まていくわけですから、ある程度事業がここはこういう形で市街化を増やしていくというプランを書いていかないかということで、現在では都市計画マスタープランとかそういうもので示していつて、それを会議に提出していくというような形で進んでいると理解しております。

ただ残念ながら、今年度3月には新しい市街化区域の調整が終わつて発表されるわけですから、ちょっともう選挙前に大体もう固まっているということで、私としたり残念なんですけども、この随時見直しのほうにちょっと力を注いでいこうという考えを持っております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまのは、恐らく定期見直しの件をおっしゃっているんだと思うんですが、その随時見直しのほうで、方向でどうぞよろしくお願ひいたします。

それと、市長は、公約の中で企業や大型商業施設誘致促進及び商工業の振興を掲げられておりました。野洲市は近隣の湖南市同様、工業割合が高いので、市街化区域割合は最大でも20%ぐらいだと私は思つております。市長が考える、今度は用途地域割合、どれぐらい考えられておるのか、教えていただけますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の用途地域割合はどれぐらいを考えているかのご質問にお答えいたします。

現在の本市の用途地域の割合につきましては、住居系が52.5%、商業系が9.7%、

また工業系が37.8%を占めております。本市においては、まだまだ住居系、商業系、工業系、全ての用途地域において拡大を望むたくさんの市民や事業者の声をお聞きしており、これらを一つひとつ実現すべく邁進していった結果、割合が幾らになったということになりますので、現在のところ、用途地区割合については考えておりません。

お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 分かりました。つい最近、新聞に載っておりました。市内に世界シェアが1位の制御機器製造メーカーの研究開発センターが野洲市内で開設をされました。その理由が書いておりました。JRで通える場所に移転することで優秀なエンジニア人材確保、また応募が増えたと言っておられます。また、将来的には本社機能移転も予定とニュースになっておりました。定住化に向けた住宅用地の整備、またまちづくり計画の具現化を早く進めないと本当に間に合わないと思います。これについて、市長の見解をいただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 再質問にお答えします。

坂口議員のおっしゃるとおりだと思います。早く拡大をしていって、住まいをしていただく方には定住化を図っていただきたいと。それは私の希望でもございますので、進めていきたいというふうに思いますし、今のご意見は十分認識いたしました。ありがとうございます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

市街化調整区域の中で住宅の隣接部（軒下まで）農用地区域指定がありまして、地元若者が住宅が持てず、定着ができないということで、調整区域の住宅建設規制の緩和策、条例改正が行われております。施行その後、該当行為はあったのか、何件ぐらいあったのか、よろしく申し上げます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、4点目の市街化調整区域の住宅建築規制の緩和策、条例改正の施行後、該当行為はあったのかとのご質問にお答えをいたします。

野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正により、平成31年4月1日から施行しました既存住宅における自己用住宅の許可基準の適用を受けた建築

許可でございますが、昨年度、令和元年度で6件でございます。また、本年度は11月末現在で7件の実績がございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 今のおっしゃっていただいた件数というのは、これぐらいのものですか。または、もっとPRすればもっと増えそうなものなんですか。考えられることで結構で。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） どれぐらいというふうにおっしゃいますと、非常にお答えしにくいところがございますけれども、市としましては、この条例改正によりまして、市街化調整区域で住宅建築可能な土地につきましては、可能な限り活用いただきたいというふうに考えておりますので、今後もこういった開発が進むように、また周知等、努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。できれば、もっともっとPRしていただければありがたいと思います。住宅建築の規制の一部を緩和することで、集落の地域コミュニティ等、維持することができれば、今後もお祭りであったり、地域の人口減少の抑制をすることが可能になりますので、町の元気のためにどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

そして、「住んでよかったまちに」と公約で言っておられました。選挙のときには街頭では、野洲市は県内5番以内ランキングには入っていないと言っておられました。それは居、食、住、そして道路であったり、道、医療であったり、福祉であったり、商業系が充実していないのでランキングには入らないと思います。野洲市には、立地適正化計画がありません。市長もさっきおっしゃいました「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すとありました。策定の目的は、健康で快適な生活環境を確定し、持続可能な都市づくりを推進とあります。

市長は読んでいただいておりますでしょうか。野洲市が目指す、市長が目指す将来の姿、変更がございますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目の野洲市が目指す将来の姿に変更があるかのご質問にお答えいたします。

現在、本市で改定を進めている立地適正化計画では、計画の策定目的である、健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを促進することや将来の都市像である活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいと安らぎのある町を将来都市像として引き継いでいます。

そのため、本市固有の豊かな自然環境との調和を図りつつ、長期的には人口減少、少子高齢社会の到来や大規模災害の発生に備え、高齢者なども含めた市民の誰もが安全、安心に暮らし続けられるよう、持続可能な都市づくりを進める一方、当面見込まれる人口動向や産業動向を踏まえ、都市の活力を支えるための住宅地、産業地の開発を計画的に誘導するなど、適切な対応を図ってまいります。

なお、上位計画である都市計画マスタープランと調和が保たれる必要があることから、立地適正化計画の将来都市像は、同様に改定を進めている都市計画マスタープランの将来都市像を踏襲しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 埼玉県のある町でございますが、そこが住みたい町のトップに選ばれたという、新聞にも載っておりました。これは何でかといいますと、都市にもそう離れていなくて、通勤、通学にも便利、駅前には病院があり、近くには都市公園がある、また食関係も安い飲食関係もある、こういう町が、やっぱり選ばれるということでございます。だから、やっぱり駅から降りたら、雨にぬれないで病院行けるとかどこどこへ行けるとか、やっぱりそういうことも必要だと思いますので、これから考えていただきたいと思っています。

また、観光関係でいうと、やはり食べる、寝る、遊ぶ、これがないところには行きません。また、来ないと思います。当たり前のことだと思いますが。国体が開催されます。野洲市内に経済効果が私はあまり見込めないと思います。どう考えられているのか、市長、お答えいただけませんか。ラグビーの開催等、いろいろ誘致の件をやっておられますが、そこらも含めてお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ご質問にお答えいたします。

ラグビーの誘致というか、ラグビー、今、一応、県が主体としてやるということで、整備もされてやっておられます。そこで、野洲市が一緒になってやらせていただくということで、今、協議に入っている状況でございますので、まだ正式に野洲市が受けてということまではいかんですけれども。卓球、そしてバスケットボールというのが大体もう野洲市でということを決まっております。経済効果がどこまであるかというご質問なんですけれども、ある一定の経済効果はあると思いますが、まだそこまで集計されているわけでもございませんので、想定もできないという状況でございます。誠に申し訳ないんですけども、そういう状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） やはり、せっかく全国から国体ということでお見えになるわけでございますから、そのときの受皿が今現在野洲にはないと思うんですよ。先ほどから言っているとおおり、やっぱり食う、寝る、遊ぶもそうだし、それなりの受皿となる、例えば宿泊がないがために、それがちょっと難しいかと思うんです。そういうのがあれば経済効果というのは非常に上がるし、野洲の名前も、ネームバリューも上がってくると思うんですね。

観光もそうだと思うんです。やはり、食べるところが少ない。寝るところ、泊まる場所はちょっとあるけど、国体級のものが来れば、もう絶対無理です。よその市町に行かれることになります。だから、経済効果というのはどうしても野洲の場合下がってしまう。非常にもったいないので、どうかよろしくお願いします。

それから、次、行きます。

都市機能誘導区域内の誘導施設について、民間の金融機関の支店、出張所等の統廃合によって、閉鎖される地域もあると聞いております。周りにコンビニ等もなく、ATM設置場所もない、新たに代替施設として誘導施設に加えられたらなと思いますが、どうですか。市長、お答えいただけますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目の立地適正化計画に位置づける誘導施設についてのご質問にお答えいたします。

本市における誘導施設は、魅力創出施設と都市機能維持施設の2つに分類して設定しております。

魅力創出施設とは、都市全体の活力向上につながるにぎわいと活力にあふれた都市拠点の整備に向けて、野洲市特有の魅力をつくり出す施設を指し、若者、子育て層の移住、定住の促進や多世代が交流したにぎわいの創出、増幅する役割を期待するもので、商業施設や子育て支援施設、病院、文化施設等が該当いたします。

また、都市機能維持施設とは、人口減少や少子高齢化社会においても、居住者の共同の福祉、または生活利便性を維持、向上するために、都市機能誘導区域内に立地が求められる日常生活に必要な施設を指し、日常生活サービスを維持する役割を期待するもので、診療所や行政施設が該当いたします。

そのため、金融機能につきましては、日常生活サービスを維持する役割を担うものですが、ＡＴＭ機能などの普及により、容易に代替機能で補完が可能であることから、都市機能維持施設とは設定しておらず、ＡＴＭ機能の設置が想定されるコンビニエンスストア等についても、居住地の身近に維持、確保され、市内にバランスよく立地することが望ましい機能であるため、同様に誘導施設には設定されておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○５番（坂口重良君） 利便性のために必要な施設ということで誘導施設があるわけです。これがなくなるというのは、例えば民間の金融機関、支店が統合されたり、廃止されたり、最近そういうことが起こってくるわけですね、現実には。それが起こるとお年寄りなんかだと、郵便局とか銀行等が近ければいいですが、ＡＴＭすら設置場所がなくなるわけですから、やはり２０２５年問題とよく言われますが、この団塊の世代、一気に当然車離れが始まります。２０２５年からは一気に加速すると思います。そういう意味でコンビニ等も代替施設として誘導施設に加えられたらどうかという質問なんです。それでお答えいただけませんか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 再質問にお答えします。

この誘導施設の設定でございますけども、多機能型コンパクトシティー化といいまして、ここに誘導をしていくというのがこの施策でございます。だから、コンビニエンスストアとかＡＴＭを誘導化すると駅周辺に集めるということになりますので、これでは余計郊外というんですか、離れたところにお住まいしている方には不便になると思うんですね。だから、これはあちこち、１つに集約せずどこでもできるような形にしていってほしいんですが市

民の利便性は図れるのではないかなというふうに理解しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ちょっと今、市長から説明いただきましたが、ちょっと違うんじゃないでしょうか。私はそういうふうに誘導施設を理解していないと思うんですよ。逆に、コンパクトで、真ん中へ何か集まるからという話じゃないです。私はもっともっと、例えば三上地域であったり、大篠原地域、大篠原は簡易郵便局がありますから、いいですけど、どちらかという、そのATMなり何なりが設置できない、今はあるけど、なくなってくるよ、だからそういう誘導施設が必要じゃないかという、そういう質問なんです。お答えいただきたい。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまのご質問に関しまして、建設部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 立地適正化計画ということでご質問いただいているというふうに理解しておりますので、立地適正化計画といいますコンパクトシティというのは、ただいま市長が答弁いたしましたように、拠点となるところにいろんな都市機能を誘導してくるというふうな考え方で、またそこから離れたところにつきましては、公共交通網等の強化を図りまして、それによって利便性を高めていこうというふうな考え方でございます。

ですので、ただいまのご質問のATMですとかコンビニとか、こういったところにつきましては、市長が申しましたように都市機能を誘導する地域へ集めるのではなくて、逆にいろんな地域にバランスよくあったほうがいいということで、先ほど申されたような答弁になってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ちょっと質問が分かりにくかったのかなと思ひますが、限られた時間でございますので、次の質問に行きます。ただ、そういう状況が起こるということは、やっぱり自覚していただきたいと思ひますし、何かお考へいただきたいと思ひます。

野洲市も2025年、または2040年頃には人口減少社会への移行が進んでくるとは思ひます。土地政策にも転換期を迎えることと思ひます。大きな課題となってきた空き家、

所有者不明土地をはじめ、優良農地の耕作放棄地や山や森林の荒廃が問題になってくると思いますが、一方で、市街地の拡大など、土地をめぐる様々な問題が深刻化することとなります。郊外の優良農地が虫食い状態に宅地が広がらないようにしっかりとした指導をお願いしたいと思います。

そして、最後の質問でございますが、現野洲市民病院は、野洲小学校の増築用地として考えていただきたいと思います。訂正が入りましたので、訂正します。現在5年生のみ5クラス以外の学年は4クラスとのことですが、予備の教室がございません。野洲小学校の教室不足の増築をどのように考えていらっしゃるか、教えていただきたいです。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 7点目の野洲小学校の教室不足の増築はどのように考えているかのご質問にお答えいたします。

野洲小学校の児童数は、平成30年度をピークに減少しております。推計では、令和8年度に児童数は今より100名程度、学級数は4クラス程度の減少を予測しております。

また、今年度も普通教室に転用可能な教室は4室あることから、今後、大規模な住宅開発など、特殊事情がない限り、教室数が不足することは現時点では想定いたしております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただ、小篠原台であったりとか市役所付近の住宅、それから駅前のマンション建設、これがいずれ来ると思うんですね。そのときにも対応できるかどうかという、校区の見直し等、いろんな問題が発生してくるとは思いますが、ちょっと難しいんじゃないでしょうか。考えていただきたいと思います。

それには、やはり今の野洲小学校の増築となれば、プールのところであったり、それから今の現野洲市民病院であったり、それも頭の中にちょっとちらっと入れておいていただきたいなと思います。

いろいろ質問させていただきました。これは市長の公約に、やっぱり疑問があったからでございます。また、選挙公約は見ております。先日の臨時議会でも、それから全員協議会でも、所信表明の一端ということで、完全な市長の所信表明というのはまだ私たちは聞いていないと思うんです。一端を言いますという言葉は聞きました。少しは聞きました。だけど、完全な所信表明というのはまだ伺っていないと思いました。

それと、昨日まで一般人、この言葉は使用されないほうがいいと思います。皆さんは、当然私たちも議員になる前は一般人です。だけど、議員になってからは一般人、この前まで、昨日まで一般人だからという言い方はしていません。やっぱり、市長、そこは気をつけていただきたいと思うし、最高責任者として頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いずれにしても、市民が喜ぶ方向で答えは出していきたいと思います。これからも私たち議員として、二元代表制で臨ませていただきます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時50分といたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。

今日から人権週間が始まっております。人権週間の初日に人権についての質問をするのも、一定の意味があるのかなというふうに思っております。

大きく2点質問をさせていただきます。いずれも過去に質問をしたテーマではありますがけれども、状況も変わっておりますので、前回よりもよい回答をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは1点目、新型コロナウイルス感染にともなう人権侵害防止策について、市長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス、COVID-19の感染拡大が今なお世界規模で起こり、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしていることは周知の事実であります。感染拡大の勢いは衰えず、今や第3波と言われております。

11月24日現在で、世界の感染者数は5,842万人超、亡くなった人は138万5,000人超となっております。日本においては、11月24日現在で、感染者数が13万5,875人、亡くなった方が2,014人となっております。滋賀県においても、感染者数は11月24日現在で747人、亡くなった方は9人おられます。不幸なことなんですけれども、最近も県内でも亡くなった方がおられます。ご冥福をお祈りしたいと思います。

感染者、亡くなった人とも約3か月で倍増をしています。緊急事態宣言が今年4月7日に出されました。そのことによって、私たちの生活は激変し、それが5月25日に解除されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は収束せずに、状況はむしろ悪化していると言えます。感染者数の増加については、先ほど述べたとおりであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、今までにないことが多く起こってきたことについても、前回の一般質問で申し上げたように、下記のことが広まりました。

不要不急な外出の自粛、3密（密集、密接、密閉）を避けること。消毒液による手指の消毒、検温は現在では当たり前のこととなっています。また、3密を避けるために、ソーシャルディスタンスを取ることも見慣れた様子となっています。公的施設やレジャー施設などの座席で一定の距離を空ける、スーパーやコンビニエンスストアなどのレジでもお客が一定の距離を取って並ぶことも普通になされています。そして団体などにおいても密を避けるため、総会やイベントの中止が続いています。総会などは書面決議が増えている状況です。

ところで、このソーシャルディスタンスはウイルス対策だけでなく、差別や排除に使われたこともあります。アメリカでは過去、白人専用、黒人専用のレストランやバスがありました。インドでは、今もカースト制度による身分差別がありますが、ダリットと言われる人たちは、不可触賤民（触れざるべき賤民）と言われ、アウトカースト、カーストにも入れない身分であり、特に高いカーストの人はダリットの人を見るだけで汚れるというふうに思っております。また、少し前まで南アフリカではアパルトヘイトにより、黒人が白人から隔離されていました。ソーシャルディスタンスが差別に使われた例がこれらであります。

このソーシャルディスタンスについて若干、もう少し述べますけれども、今述べましたインドのダリットの人たちはセーフティーディスタンスというような言い方もされていまずし、また私の知り合いの大学の教員の方はキープディスタンスという言い方をしております。そしてまた、WHO、世界保健機関では、今年に入ってからソーシャルディスタンスという言い方を換えまして、現在ではフィジカルディスタンスという言い方をしております。そのことも知っておいていただいたらなというふうに思います。

そして、新型コロナウイルスに関連した差別や人権問題が身近なところで出てきています。日本赤十字社は、新型コロナウイルスには3つの感染症の顔があると訴えています。第1の感染症の顔は病気そのもの、第2は不安、恐れ、第3は嫌悪、偏見、差別です。こ

のように様々な変化の下、新型コロナウイルスの感染拡大に関して、人権侵害が出てきています。

感染者やその家族への中傷や忌避、医療従事者とその家族への排除など、ひどい人権侵害が起こっています。闘うべき敵は新型コロナウイルスであり、人ではありません。先日まで、市内のあるお寺の掲示板に「ウイルスは排除しても人間を排除しない」と書かれたものが貼られていましたが、まさにそのとおりだと思います。

過去の一般質問でも言いましたが、新しい病気が出てくると、残念なことに人権侵害や差別が起こってきます。ハンセン病はその典型と言えますし、感染者とその家族に対して、すさまじい人権侵害がありました。元感染者の家族は今なお差別を恐れて生活されています。H I V、エイズについても感染者への予断や偏見が続いています。また、B S EやO - 1 5 7のときも人権侵害が起こりました。

今回のコロナ禍においても、様々な人権侵害が起こっています。そのことに対して、いろいろな取り組みが各地でなされています。

愛媛県ではシトラスリボン運動が取り組まれています。ちょっとマークを紹介したいと思います。これはコロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクトであります。地域、家庭、職場（または学校）を象徴する3つの輪をかたどったシトラスのカラーリボンをつけ、ただいま、お帰りのお気持ちを表す活動が広められています。思いやりの輪を広げて、新型コロナウイルス感染者や医療従事者への差別をなくそうというプロジェクトで、愛媛県発で今、全国に広がりを見せています。一人ひとりができることをちょびっとずつ始めようという気持ちから、団体名は「ちょびっと19+」です。

三重県鳥羽市では「STOP！！コロナ差別 善意のあなたのその言動、差別につながります」と呼びかけたチラシを作成しました。

お盆休みに帰省した人や県外ナンバーの車に対する誹謗中傷と嫌がらせを防止しようと、女川町では差別や犯罪行為をしないよう呼びかけるチラシを全戸配布しました。

「滋賀県在住者です」と書かれたステッカーを貼った他府県ナンバーの自動車を野洲市内で見かけたことは前回の一般質問でも申し上げました。

そして、現実の世界だけでなく、ネット上のコロナ差別も当然あります。フェイスブックやLINEなどのソーシャルネットワーキングサービスが差別を広めるのに使われている現実があります。感染者が出た場合、その詮索にSNSが使われることもあります。

野洲市のホームページには、新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

での記載があります。全国でもホームページを使っでの啓発や、先ほど紹介したように、リボンやチラシによる啓発も取り組まれております。

そこで、以下の点について質問をいたします。

まず1点目ですけれども、野洲市でもシトラスリボン運動のような取り組みはできないか、伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山本議員の1点目の野洲市でもシトラスリボン運動のような取り組みができないかのご質問にお答えいたします。

野洲市ではホームページにいち早く新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害防止の記事を掲載し、今も野洲市のホームページのトップに掲載しております。また、広報にも7月、11月、12月号に啓発記事を掲載いたしました。

ほかにも、人権啓発推進協議会でコロナと人権に関する啓発パネルを作成し、各学区のコミセンや人権センター等に配置し、周知啓発する予定で、今後工夫した取り組みを進めていきたいと考えております。

このように、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の取り組みは、各市町様々な手法があっでいいのではと考えております。野洲市としては、シトラスリボン運動のような取り組みは今のところ考えておりません。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ホームページによる啓発は私も申し上げたとおりで、トップに上げておられるということで、その他、広報でありますとか人推協でパネルを作成していただいて、それをコミセン等に配置をして、掲示をして啓発をしていくということもなされ、シトラスリボン運動のようなことは今のところは考えていないということなんですけれども、先日、私はフォーラム、永原御殿跡のほうに参加をしてまいりました。市長も副市長もお見えでしたけれども。あのフォーラムを私は聞かせていただいて、やっぱり市や教育委員会が思っでいたよりも早く国が史跡指定をしたということがありましたね。それは何もせずして、国のほうが指定をされたということでは当然ないと思っでますし、その点は市長のほうがよくご存じだと思っでますけれども、やはり地元の地道な取り組みが国を動かしたというふうに考えております。

そういったことからいっでますと、市長は市議、市長になられる前からずっとまちづくり

にも取り組んでおられますし、いろんな取り組みをされております。ノウハウやスキルをいっぱい持っておられますので、どうかしてシトラスリボンに負けないような取り組みを野洲市発信、野洲市発でやっていただきたいなというふうに思うんですけども、ちょっとお考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） あらゆる可能性というのは排除するつもりはございませんので、またよいご意見等々ございましたら、お聞かせいただけたらありがたいなというふうに思います。今、市としては、今のところ考えていないということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今のところは考えていないということですけども、やはりコロナが今、第3波ということでまだまだ終息の兆しというか、それが全く見えてこない。まだ感染が拡大をしておる、GoToトラベルも大阪などではもうストップになってしまっているというような状況の中で、今後も我々が、私たちが思っている以上の感染拡大は起こる可能性も考えておかななくてはならないというふうに思いますし、そうなったときに、やっぱりそれに比例するかのように人権侵害が出てくる可能性も私は十分あると思います。そういったことからしましても、いろんな手法等を考えながら取り組んでいただくということです、よろしく願いしたいなと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、議員おっしゃったように、今後は議員から提案いただきました取り組みを含めて、他市の特色を生かした取り組みを参考に、本市の実情に合わせた啓発活動の工夫、改善につなげていきたいと、かように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） どうかより充実した取り組みをお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

国も新型コロナ差別解消法案の制定に向け動きがあり、新型コロナ差別禁止条例を制定している自治体、東京都をはじめ20自治体、これ、11月24日現在の数なんですけれども、がありますけれども、現在、それから以降、条例を制定された市や町もありますし、

あるいは県段階で条例を検討しているというところも複数あるというふうには聞いております。

近いところで言いますと、直近のところで大阪の河内長野市ですね。河内長野市議会は11月30日に全会一致でコロナ差別の防止条例を可決されております。感染者、医療従事者とその家族等への差別の禁止を盛り込んで、人、市民、事業者の責任も明確化されているということで、私は、やっぱりこういったような条例は自治体にとっては非常に大事なものであるなというふうに考えております。

そこで、野洲市として新型コロナ差別に関する条例制定を検討する意思はあるか、伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の新型コロナ差別に関する条例制定を検討する意思はあるかのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連した差別に関する条例制定は今のところ考えておりません。野洲市といたしましては、既存の野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例に基づき、新型コロナウイルス感染症に関連した差別も含め、啓発に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 前回質問をしたときと同じ回答ということなんですけれども、私は人権条例は人権条例で大切にしていきたいと思っておりますし、私自身も大事にしていきたいなというふうに思っております。しかし、人権条例というのは個別具体の人権を指すということではなくて、人権全てに、まあ言ったら、言い方はあれですけど、ちょっと傘をかぶせたというような、そのような条例であるというふうに理解をしております。その傘の中に個別具体の様々な人権問題、人権課題は含まれるというふうに思っております。

そういった意味でいいますと、現在のコロナ禍の中で、コロナ差別という新たな差別、人権侵害は起こってきた中においては、コロナ差別に関する条例をつくるということは、私は野洲市としても必要であるというふうに考えますけれども、再度、お答えを願います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、第3波が来て、この先どうなっていくかという問題もございますけれども、今、強いてこれを市内でコロナに対する人権侵害というものの報告を私は今受けておりません。その状態の中で、すぐさまコロナに関した人権侵害の条例を制定する

ところまではまだ至ってないのではないかなと、当然本市にも、先ほど申し上げました人権尊重の条例がございますので、それに従って啓発していけばいいと、今のところそのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 野洲市では起こっていないという認識もされているというふうに思います。私は思うんですけども、表面化していないところでいろんなことが起こっているのもまた事実であると思います。これ、コロナに感染した方が野洲で何人か出られたその時期は、やはり詮索がすごかったですね。特に、先ほど言いましたように、SNS使って、どこのこのマンションの誰々が感染したみたいなことがわーっと広まって、その人が本当に感染しているかどうか分からないんですけども、あたかもその人がもう感染したかのように、まあ言うたら、事実でないことがもう事実として、ネットの世界なので、SNSの世界では通って行ってしまっているという。それまでも問題と思います。

そういった表面化していないことがいつ表面化をするか分からないということもありますので、現在のところは既存の人権条例で対応するというお考えですけども、コロナ差別を防ぐための人権条例の制定についても、それはなしやということではなしに、状況を見ながら継続して検討していただきたいということをお願いしまして、1点目の質問を終えたいと思います。

それでは、2点目の質問をいたします。2点目、夜間中学の設置について質問をいたします。

公立中学校の夜間学級、いわゆる夜間中学は中学校のうち夜の時間帯に授業が行われる学校のことをいいます。文部科学省のホームページには、夜間中学について以下のとおり記載されています。夜間中学の設置、促進、充実について。現在、中学校夜間学級、いわゆる夜間中学は10都道府県に34校が設置されています。文部科学省では、夜間中学が少なくとも各都道府県に1校は設置されるよう、その設置を促進しています。夜間中学とは、市町村が設置する中学校において夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のことをいいますと。

文部科学省のホームページにもこのように載せられているということで、夜間中学が解説された要因の主なものは、以下のとおりです。戦後の混乱期には生活が大変で、中学校に通う年齢の人の中には昼間は仕事をしたり、家事手伝いをしたりと、昼間に中学校へ通

うことができなかつた人が少なからずいました。また、特に都市部においては戦災孤児となつて、生きていくことに必死で、学校教育を受けることができないままの人もありました。そのような状況の下、昭和20年代初頭、そうした人たちに義務教育の機会を提供できるよう、仕事などが終わった後、公立中学校の2部授業という形で、夜に授業が受けられる学級を設置したのが夜間中学の始まりであります。

高度成長期の1960年代には設置中学校数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴い、減少していきました。現在、夜間中学に通っている人たちは、戦後の混乱期に学齢期を迎えたために学校に行かれなかつた人たちもいます。この人たちは主に都市部の夜間中学に通っています。また、在日コリアンの人、中国残留孤児の人、来日した外国人の人もあります。夜間中学に通ってきている人は昼間の中学校で不登校となつて中学校卒業しなかつた人など、事情は様々ですが、どの人も何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかつた人たちであることは確かであります。

夜間中学は、今述べたような多様な背景を持った人たちの学びたい願いに対応して幅広い教育を行い、学びの機会の確保に重要な機能を果たしています。そして、昼間の中学校で不登校となっている生徒が希望する場合には、夜間中学でその生徒に支援を行うことも可能です。現在不登校の子どもや外国人の子どもたちも多く夜間中学に通っています。そして、識字教育としての機能も持っています。識字というのは、いわゆる読み書きのことです。

さて、先に述べたとおり、文部科学省は、夜間中学が少なくとも各都道府県に1校は設置されるよう設置を促進しています。先ほど、夜間中学は識字教育としての機能も持っていますと述べました。現在、野洲市では、人権センターにおいて識字学級が開催され、識字の取り組みがなされております。滋賀県内で識字の取り組みが行われているのはここだけです。

そこで、以下の点について質問をします。県内で唯一識字の取り組みがなされている野洲市に夜間中学を設置すべきと考えますが、野洲市教育委員会の考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本剛議員の夜間中学の開設についてのご質問のうち、1点目の野洲市の夜間中学の設置についてお答えをいたします。

私は大阪の中学校教員時代に、東大阪の町営夜間中学校をはじめ、幾つかの夜間中学校を訪問したり、また生徒を連れて交流に行ったりしていました。そうした経験からも、県

内での夜間中学校の開設は、議員おっしゃるようにより必要というふうに考えております。

山本議員のお話がありましたように、数年前、文科省が最低各県に1校設置をというふうに指示をしております。夜間中学校には、本県で開設した場合、大体生徒数は数10人規模になるかというふうに考えていますが、夜間中学はそもそも校区がありませんので、全県から生徒が通うこととなります。そういう中で、人口僅か5万人の野洲市が開設するというのは、負担が非常に重いのではないかなというふうに考えております。そうはいえ、たとえ1人でも、やっぱり希望者がいれば本来は設置すべきというものですが、財政的な負担等を考えますと、教育委員会としてそこを開設というふうに踏み込むというのは、ちょっと難しいというふうに思っております。

ところで、来年4月に高知県と徳島県で県立の夜間中学校が開設するというふうに伺っております。滋賀県でもそういう方向がいいのではというふうに私個人としては考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 教育長の大阪時代の経験も踏まえて、夜間中学の必要性でありますとか識字教育の重要性、非常によく理解をされておられるというふうに思いますし、今のお答えですと、野洲市の人口規模ではちょっと財政的な面も含めて難しいのではないかということだったんですけれども、今おっしゃった例えば高知や徳島では、県のほうで設置をするという動きが出ているということなんですけど、滋賀県の場合、滋賀県教委は県教委としてやる意思があるのか、それとも県教委がどこかの市町に、あなたの市や町で設置してほしいというような動きがあるのか、その辺りをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 確かに2、3年前やったと思うんですが、県教委がこの文科省の提案が出たときに、各県でと言うたときに、滋賀県はどうしようということで、県教委がアンケートを各市町の教育委員会に取られました。そういう中で、どこも設置を希望するところはありませんでした。そんな中で、文科省がまた再度、その動きが各都道府県、非常に弱いものですから、さらに追って通知を出される中で、現在のところ県教委に打診をしていますと、どこもないんやったら県でせなしゃあないかなというふうな形で、ニュアンス的にそういうふうな受け止めができるような発言はされております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） そういうようなことであつたら、野洲市が手を挙げて、県教委から、いわゆるその予算的なその裏打ちをしてもらうといったようなことはできないんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 県の裏打ちといいましても、そんなに出るものではありませんので、新たに学校1つ造るということになります。しかも、それは通学範囲が全県になりますので、駅の近辺でしかその場所はできないということになりますので、やはり非常に財政的には厳しいのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 聞いていますと、要は財政の問題が一番のネックといたしますか、引っかけりになっておるのかなというふうに思いますし、先ほど言いましたように、やっぱり識字教育としての面が非常に大きいということから考えますと、野洲市が私はふさわしい場所であるというふうにも考えておりますので、これも県教委とも協議をしながら、よい方向で進めていっていただくようお願いをしまして、次、2点目の質問に移らせていただきます。

先ほど言いましたように、県内で唯一識字の取り組みが野洲市でされておりますけれども、市内のその識字の取り組みへの支援が必要かと思えます。現在、識字に通っておられる識字生の方と、いわゆる教えておられる先生方、OBの方も含めてなんですけれども、そういった方が手弁当でされているという状態なんですけれども、私は、やっぱり一定の支援が必要と思うんですけれども、その辺りのお考えをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本議員の2点目の識字への支援についてお答えしたいと思います。

現在、人権センターでボランティアによる大人の識字教室が行われているのは承知しておりますし、私も過去にのぞきにいかせていただいたこともあります。本市も以前は同和対策事業としての支援をしていましたが、現在は終了しています。

一方、新しく日本に来られた外国籍の大人の方への日本語の指導、これは国際交流協会

が随時行っておられます。現在18か国、53名の方が1対1の指導を受けておられます。土日が多いんですけど、平日も時々、国際交流協会へ行かれると、机が並んでいて、対面というふうな、2か所ありまして、そこでやっておられますので、見ていただけるかなというふうに思いますけども、講師は全てボランティアということでございます。

また、不登校や病気、あるいは事情があつて学校に通えなかったことから、読み書きの指導が必要な人も確かにおられることは間違いないというふうに思っております。日本語の読み書きは生活していく上で本当に重要なものであり、このような人たちの支援は人権という部分、福祉という部分も含めて、大切だというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今の人権センターでの識字の取り組み、それから国際交流協会での日本語教室の取り組み、ちょっといずれもボランティアの方頼りといった現状ということなんですけども、私は、やっぱりボランティアの方をお願いするだけではなしに、市、あるいは教育委員会が一定の支援をすることが必要であるなというふうに考えております。

日本はあまりにも識字率が高いので、文部科学省も対外的に日本の識字率を言うときに、過去は確か100%と言っていたと思うんですけども、現在は99.9%という言い方をしています。これは一定といいますか、現在、日本に多くの外国人の方、今、教育長おっしゃったように、外国人の方が多く来られているという部分もありますし、いわゆるニューカマーという方も含めてなんですけども、いわゆるオールドカマーと言われる、特に在日コリアンの方、そういった方も含めて、在日外国人の方が非常にその識字を学んでおられるということは私も聞いておりますし、先日も大手の新聞ではないんですけども、新聞をちょっと見ていましたら、夜間中学の記事が載っておりまして、文部科学省ははっきりとしたデータとしては示していないけれども、恐らく日本には外国人の人を含めて、約100万人の読み書きに不自由をしている人がいるだろうというようなことが掲載をされていました。

そういったこともお含みをいただいて、夜間中学なり、識字の取り組みはボランティアに頼るのではなくて、一定の支援を強く要望しまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○教育長（西村 健君） ただいま山本議員のご質問に対するお答えの中で、私は「国際交流協会」というふうに申しあげましたが、正しくは「国際協会」の間違いでございました。失礼しました。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第8号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 大きく3つの点についてお尋ねをいたします。

まず、第1点目が所信表明を受けてということで質問させていただきます。

10月18日投票で行われた市長選挙で当選をされた栢木市長の所信表明をお聞きいたしました。また、当選後の記者からのインタビューで様々なことを発言されておられます。栢木市長が掲げられた内容は、民間の知恵と力でまちづくりを掲げておられ、官から民へのまちづくりではないかと考えます。

選挙公約においては、国の政治に対しての方向性は何も語っておられないので、基本的な問題についてお考えをお尋ねいたします。菅政権は、憲法、人権、民主主義の破壊、政治の私物化、自助の押しつけの新自由主義であり、これらが学術会議問題やコロナ対策の対応などで露見しています。地方自治体は市民の命と暮らしを守る責任があり、その立場から市長の基本姿勢と菅政権に対する評価についてお尋ねをいたします。

まず第1点目は、今、大問題になっている日本学術会議の任命拒否についてであります。戦前研究者が学問の自由を奪われ、軍事研究を強いられたという反省の上に立って、第3条で「日本学術会議は、独立して職務を行う」と独立性が明記され、第5条で「政府に勧告することができる」と規定されています。これは、滝川事件や天皇機関説などで、大学から追放された経験がある中で、学問の自由を保障する基本があります。

国会答弁で菅首相の発言がころころ変わり、支離滅裂の状況になっています。なぜ6人を外したのか理由が言えないのです。言えば、憲法23条で保障された学問の自由を侵すことになるからです。菅首相の任命拒否は、学問の自由に対する侵害であり、学術会議法に照らしても違法であると考えますが、市長の所見をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員の1点目の菅首相の日本学術会議での任命拒否が学問の自由に対する侵害であり、違法であるとのこと質問にお答え申し上げます。

憲法の中で、学問の自由は自由権の1つとして、その権利を保障されるべきものであると考えております。日本学術会議の任命権については、首相により判断されるべきものであり、任命拒否やそのことが学問の自由に対する侵害であり、違法に当たるかどうかにつ

いて、私がお答えする立場ではないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） そしたら、お尋ねをいたしますが、戦前の滝川事件とか天皇機関説について、教授が追放になった事件がありますが、これに対してはどうお思いか、お尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員のご質問にお答えします。

どう思うかというご質問でございますが、今、急にご質問されてもお答えしかねることでございますので、申し訳ございませんが、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） これは大問題の戦前、ここが追放になって、2.26事件、侵略戦争へと突き進んでいったんです。だから、今、本当にこのような状況の中で、これはもう許せないという事態になっております。もうそれ以上突っ込みません。認識、もう一遍していただきたいと思います。

第2点目は、福井県には原発が稼働しており、ひとたび過酷事故が起これば、冬場などは1時間で野洲市に放射能が飛散します。また、核廃棄物の処理方法も確立しておらず、未処理の廃棄物がどんどん増え続けています。トイレのないマンションと比喻されるように、原子力発電は動かせば動かすほど核廃棄物が増えるため、自然エネルギーに切り替え、廃炉にする必要があります。

さらに、現在の気候変動は地球温暖化が起因しており、世界中でこの課題を解決しなければなりません。火力発電所の廃止や老朽原発の再稼働を許さず、廃止をし、自然エネルギーに切り替える必要があります。台湾政府は原発をゼロにする方針を出しました。

市民の命と健康と琵琶湖や農地を守るためにも、老朽原発の稼働を許さず、原発を廃止すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の老朽原発の稼働を許さず、原発を廃止すべきとの考えに対する市長の見解についてのご質問にお答えいたします。

原発の再稼働については、国全体のエネルギー政策を考える上で、原発に替わる再生可能エネルギー等により必要な電力量を確保できるのであれば、稼働の必要はないと考えま

す。しかしながら、原発の再稼働は、安全性や判断基準により国において判断されるべきものであります。また、廃炉についても国全体の将来にわたる大きな問題であることから、市独自の要望等については今のところ考えておりません。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、国はこの原発を基幹電力という方針であります。これは国民感情から、滋賀県の県民の感情からも受け入れがたいことであるかと思えます。市民の命と健康を守る、ふるさとを守っていくというために、原発を基幹電力に位置づけていかないようにすることが必要であると思えますが、見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今おっしゃることに対してですけれども、今の社会というのはほとんど電力に頼っている状態でございます。市民生活、いろんな生活、経済もそうです。いろんな形で電力がなければ生活していけないという状況下の中で、安定した電力供給を国民、県民、市民は望んでいると思えます。だから、市独自でそれを検討して、言うべきものではないというふうに私は考えており、国全体のエネルギー政策として、国に考えていただくべきものと判断いたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 国、国と言うて、逃げるのではなくて、市民の命がかかっています。農地、山、これも本当に過酷事故が起これば、もうひとたび全部駄目になってしまいます。そういう認識に立っての意味でお尋ねしているんです。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野並議員のおっしゃることも分かるんですけれども、原発に替わる再生エネルギー等があれば、そういうことも可能でしょうけれども、今、それがすぐにはないという状況であります。したがって、私は先ほどから申しておるとおりで、ご回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 国が、やはりこれはそういうふうに切り替えていくということをやらないと駄目なんです。ドイツでは、原発はもう10年後にはゼロにするという方針の下に、どんどんと自然エネルギーに切り替えていっています。そういうことをやらないと駄目だというふうに思いますので、あればじゃなくて、やるかやらないかということ、

やっぱり国に迫っていく、市民の立場に立って迫っていくということが必要やと思います
が、どうですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申しましたが、野洲市がそれを国に単独で訴えていく
ということには、ちょっとならないのではないかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） いいですか。野並議員。

○14番（野並享子君） もうこの問題はやめます、平行線のままで。

○議長（東郷克己君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1
時といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並議員、質問を続けてください。野並議員。

○14番（野並享子君） 第3点目の質問をいたします。

11月18日の全員協議会において、新病院の設計業務委託等の一時中止を初登庁の2
日に株式会社佐藤総合計画と株式会社病院システムに伝え、委託契約の解約の協議を進め
るということを発言されました。

議会への打診もなく、部長会議での打診もなく、議会も市の職員も置き去りにした独断
専行の行為であります。これら一連の行為は、市職員や議員と膝を交えて話し合うという
言動と相いれない、結果の承認を求めるやり方であります。

駅前には市民病院を建設するという条例は存在しています。市長選挙で当選したから、市
民は駅前を拒否したから当然のような発言でありました。しかし、市民は現市民病院の敷
地で建て替えれば半額でできるという公約に対して賛同されたのではないのでしょうか。

19日付の京都新聞の報道では、野洲病院長から、現地での建て替えはできないとい
うことが言われ、どうしても建て替えが無理なら郊外に建設すると発言されています。

大争点だった病院建設ですが、これは公約違反ではないのでしょうか。市長の答弁を求め
ます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の争点だった病院建設が公約違反ではないかについてのご

質問にお答えいたします。

私は、市立野洲病院の運営の持続的安定化と地域医療の確保、充実といった目的を達成するため、ぜいたくな駅前での新病院整備計画を大幅に見直し、現病院の敷地に病院を新築することが1つの手段であると考えております。

現敷地での建て替えについては、まず野洲市民病院整備運営評価委員会に専門部会を設置した上で実現性の検証を進めていく方針でございます。

郊外での病院整備については、橋議員の質問でお答えしましたように、病院長からは、病院立地場所は医師確保や経営の面から駅から徒歩5分圏内が望ましいとの意見を伺っており、今のところは郊外は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 市長が出されたビラ、これを新聞折り込みで、公選法に基づいて、証紙の貼っている、ちょっと拡大しておりますので、A4判やったのが大きくなっております。こちら側が後援会から出されたビラであります。ここの第1番目のところの一番最初のところが赤字でポイントも大きく、ぜいたくな病院の計画を見直して、現病院の敷地に半額程度で新病院の新設というふうなことが書かれております。これは選挙中に出された公職選挙法に基づくビラであります。このビラ、これは公約であります。この公約に対して、全協でも、今回のこの議会の中でも、答弁では私案ということが発言されております。この公約、無責任な公約ではありませんか。答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） そもそもお話しさせていただいている中で、駅前ロータリーのところで総額120億をかけて病院を整備することに対して反対をいたしておりました。その選挙戦の中で、単に駅前で総額120億で病院を整備することだけに選挙戦を戦うよりも、対案をつくってというご意見がございまして、それをつくらせて、考えさせていただいたと。だから、あくまでもその当時は私案でございます。したがって、私案と申し上げているだけで、公約違反ではないというふうに認識しております。

以上、答弁いたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） それはちょっと市民の皆さんは納得されないと思いますよ。半額でできるということをきちっと書いておられるんですから、当然できると思って、皆さ

ん、1票を入れられたのではないのでしょうか。こんな、できるかどうか、専門部会を設置してこれから検討するなんて、そしたら絵に描いた餅ではありませんか。どうですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） あくまでも私案で、そういう形で約半額程度でできるということで選挙戦を戦わせていただきました。前にも申し上げましたけども、市民の中には現地建て替えが必ずしもいいという意見ばかりではなかったということも申し上げました。その中で、現地建て替えが一番安くつくだろうということで、これを提案させていただいて、選挙戦を戦わせていただいた。しかし、検証ができていないということで、専門部会によって検証していただくということを申し上げているだけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） それやったら、この公約のところに検証をしてとか、それが必要と違いますか。これは本当に絵に描いた餅です。

次、4点目の具体的な問題について質問をしたいと思います。

これまで、専門家や市民や医師会など、様々な声を聞いて、平成27年、28年にかけて可能性調査が行われました。医学博士や看護師、1級建築士、臨床検査技師などの専門家が検証を行い、現場での建て替えはできないという結論を出しました。この当時、議員をされていたので、栢木市長はご存じやというふうに思います。しかし、選挙時も後援会ニュースで、完成イメージ図も出して、東館と西館を解体すれば、新築すれば、120億の半額程度で新築できますと書かれています。現地の場所で半額にできるという根拠を示してください。それができないならば、それはもう背信行為であります。答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の1つ目、現地の場所で病院建設が半額でできる根拠についてのご質問にお答えいたします。

現敷地での建て替えの整備費は、現病院の床面積や駅前での計画していた床面積と独自で調査した新築、改築、解体、仮設の床面積当たりの単価を基に算出いたしました。また、建設関係者などからの協力を得て、概算費用を積み上げた結果、約120億円の半額程度で整備できると判断をいたしました。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） もう少し具体的な数字をお願いします。このイメージ図、建てられますというふうな形で、こんなイメージ図を見て、あっ、ここに建て替えることができるんや、半額でしかもというふうな、これだけのものを出しておられるんですから、もうちょっと具体的な数字をお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） お答えいたします。

細かな詳細についての数字は特に申し上げられませんというのが、平米数と単価を掛けた上で数字だけでやっていた結果、半額程度で納まるだろうということで、後の細々とした検証がこれからですので、今、何がどれだけということは述べさせていただくことはできません。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） このイメージ図を見て、ビラを見て、投票をされた方に対しては、私は今の答弁は裏切り行為ではないかと思えますよ。違いますか。これを見て、あっ、こんなことができるんだ、半額で、あの場所だという、そういうふうなビラを後援会が出しておられるんですよ。それを信じられて、投票をされたということがあるのではないんでしょうか。答弁を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのイメージ図を見て、こんないいのができたらいいなということで、これが半額程度でと思われた方も当然おられると思います。だから、私は何も半額程度で整備ができないということはまだ申し上げておりません。私は今でも半額程度でできるだろうということで申し上げておりますし、それで専門部会で検証していただくというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 次、2点目に移ります。

後援会ニュースでは、病院を休業せず稼働をさせながら新築できると書かれていますが、どのような方法か、お尋ねいたします。これも示されないならば、背信行為となります。西館の機能をどこの場所に移すのか、さらに敷地内の工事中のレイアウトを示してください

い。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の2つ目、稼働させながらの整備手順及び工事中のレイアウトについてのご質問にお答えいたします。

建設関係者等の協力を得て、現敷地での建て替え案を作成いたしました。整備の手順につきましては、まず現病院敷地の空いているスペースに仮設棟を建設いたします。仮設棟には、現西館の機能を移転することを想定いたしております。その後、西館の場所に新館を建てた上で、東館解体、北館改修、駐車場整備を行い、最後に仮設棟を撤去する方法を想定いたしております。

なお、工事中のレイアウトについては、私案であるため作成はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） その前にちょっと具体的なことを聞きたいと思います。現野洲病院の東館のベッド数、西館のベッド数、北館のベッド数について、誰になるのかな、具体的な答弁をお願いします。吉川部長、お願いします。

○議長（東郷克己君） 病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（吉川武克君） 病院事務部長、吉川でございます。私のほうから答弁させていただきます。

まず、東館ですけれども、東館91床でございます。内訳ですけれども、急性期が40床、回復期リハビリテーションが28床、地域包括ケアが23床でございます。次に、西館でございますが、西館50床。50床全て急性期でございます。それと北館ですが、58床。内訳は急性期20床、回復期リハビリテーションが13床、地域包括ケアが25床。全部で199床でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） この原本は新誠会のほうからお借りいたしました。そこに、現在の野洲病院の1階の部分を貼りつけました。これが西館ですね。これが全部なくなるんですよ、壊さるから。これを壊さると、今お尋ねしました西館のベッド数50床、この50床はどこかに持っていかないと病院のベッド数が足りないと思います。その後、ここに建てられますね。この建てるときに、ここには、2階には手術室とか、そういうよう

なものがあります。手術室が東館にありますね。東館はもう潰すというのが分かっていますから、ここにある手術室とかいうのは、西館に持ってこんと動きませんね。だから、西館に持ってこられるとしたら、この6階建ての中に手術室とかその他いろんなものを配置せんならん。それで、現時点で1階はこういう診察室とか受付とか、いろんなものが1階には、西館にはありますね。ですから、それをどこに持っていかれるのか。これだけしかも敷地ないんですよ、ここ。こんなところなんて全然敷地はありませんよ。ここ、駐車場です。一体どこに仮設を建てはるのか。仮設は平屋ではとても入り切れませんよ。何階建ての仮設を建てはるんですかという問題があります。

これを潰してしまうんですから、当然、工事のための工事の現場の建築物が要ります。資材置場も要ります。どこに持ってこられるんですか。ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 立派な図面を出していただいたんですけど、誠に申し訳ございません。工事中のレイアウトについては、これから専門部会のほうで検討していただくということで思っております。仮設の階数につきましても、同様でございます。工事ヤードにつきましても、今のところ、お答えは申し上げられません。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 全く、見ていて、どうしようもないというのが、私らの素人目にも分かるんですよ。どこにどう持ってくるのよ。診察室、受付、会計、待合室、いろんなスタッフの部分、そういうものがこの西館の中にはあります。残っている、今、さっき言いました西館のベッド数50床は、一体どこにどういうふうに対応をするつもりでおられますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現在の病床稼働率から見たら、工事期間中は北館と東館で十分対応できるというふうに私は思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 要は、それだけ入院する人が入れないということですね。稼働率が下がるというのか、今よりかは診療報酬が下がるということですね。

最後の西館を潰してしまっていて、東館も潰してしまっていて、北館が58床のベッド数です。そしたら、今、199から、現計画179になっていますので、179としても120床ぐらいの部分を、この西館のところで持ってこないと179床になりますね。西館で120床ぐらいのあれを持ってくるつもりなんですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員おっしゃったように、西館を建て替えた時点では約120床ぐらいの病床数で、駅前の179床という計画に合わせてのことで進めております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） それで179床に合わされる。それはそれで計算上は合います。

次の③に行きます。選挙時の新聞報道で北館の改修をするということですが、現在の基準に合致していない病院を改修しても躯体を変えることはできません。狭い廊下、狭い病室など、改修でどういうふうにするのか、説明を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 建て替えした後、また改修の計画の中でそれは検証していただくというふうには思っております。躯体自体は変わるわけではなく、例えば6人部屋を4人部屋にするとかいうふうな工夫は必要かと思えますけども、具体的なことは専門部会で検討していただこうと思えます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 6人部屋を4人部屋にするというのはするかもわかりませんが、しかし廊下の広さというのは変えられませんね、それぞれ柱がありますから。柱がありますから、そこだけがぼこんと、廊下を広げようと思えば、柱が出てきます。今、移動はストレッチャーじゃなくて、ベッドそのままを移動します。今でさえもこの角のところは回り切れない。何回か切り返しをしないと、ここの角を曲がるというのが狭くて回り切れない。ごんごんごんと当たるような、今、そういうふうな状況になっているんですよ、この廊下の狭さのために。その躯体というのは変わらない。そこは28年の報告書でそれは明らかに書いております。

病床の必要面積も1床当たり72.4平方メートル必要だけでも、今は53.3平方メートルで、違法な状況であると。従前の病室であることから、緩和規定適用が守られてい

るというふうに書かれております。

日常の医療においては、狭隘、これでスタッフや患者に支障を来しているということも書かれています。ここも躯体が変わらないところでの改修工事というのは、これは無駄な工事になるの違いますか。お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 木造建築ではございませんので、部屋を区切るのに柱自体が下から上まで通っているということはないというふうに私は思うんですけども、それも専門家のほうで検証していただくというふうには思っております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 北館は奥のほうはこれ、6階建ての病室になっています。そんなん、柱全部上まで通っていると思いますけど。そんなん途中で切れているなんてことないと思いますけど。

取りあえず、こういうような状況を全て専門委員会でという形で全部逃げておられるんですよ。最初からきっちりと出す、公約として出すならば、そんなん、きちっとしたものを出さないと本当にだましたことになりますよ、市民に対して。

専門委員会の中でどういう結果が出るのか知りません。それはここで本当にこの場所で半額で建ったということになるんやったら、それは公約どおりやと思いますけども。専門委員会に諮らんと分からへんという状況でしょう。それは結論として28年の報告書で出ているんですから。ということで、本当に私は無責任な公約であり、今の状況やというふうに指摘をしておきたいと思います。

時間がありませんので、次、5点目に行きます。

公約の住んでみたいと言われるまちづくりで、駅南口のにぎわいのある計画に改訂と言われております。また、新聞報道では駅前に商業施設の誘致を検討したいと言われております。しかし、駅前に商業施設というのは滋賀県内でも撤退が相次いでいるのが現状であり、5万人の人口の町ではさらに可能性が見えません。結局、マンション建築に落ち着くのではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目の駅前の商業施設の見解についてのご質問にお答えいたします。

野洲駅駅前南口の市有地を有効利用することは、本市の持続的な発展にもつながることから、今後は商業施設の誘致も選択肢の1つとし、地域経済活性化を踏まえた、より活力に満ちたにぎわいを創出するために、市民や議員の皆様からのご意見やご提案をお聞きするとともに、民間活力の活用も視野に入れたサウンディング等の手法により市場ニーズを把握するなど、幅広い視点で丁寧にプランを検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いろんな形を計画されても、私は結局、民間活用という形で有効利用ということになると、マンションぐらいしか建たないと思います。守山の西友のように、1、2階はテナントの食事やらのそういったもの、上がマンション。大津の駅前の平和堂もそうですね。結局、上がマンション、下が飲食という、そういう生鮮食料品を売るといふ。最後、結論的には落ち着くのはあんなものと違うかいなというふうに思うんですけども、しかし野洲小の、今、状況を見ると、マンションは絶対に阻止していただきたい。もうパンクです、どんどん開発が進んでいますから。その結論、絶対阻止というふうなところ辺ではどうでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 絶対ということはないんですけども、今、マンションを誘致するとかマンションで計画を進めていくということは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） もう時間、私、6分しか残っていませんので。

第6点目に移ります。

選挙中のビラに小学6年生までの医療費の無償化や学童保育の夏休みの給食の公約は、これは喜ばれると思いますが、いつから実施されるのか、予定をお答えください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目の私どもマニフェストにあります小学6年生までの医療費の無償化と学童保育の夏休み給食導入について、いつから実施の予定かのご質問にお答えいたします。

まず、小学6年生までの医療費の無償化につきまして、対象者拡大に向けての必要となる手順等を考えますと、令和3年4月の実施は不可能で、早くても令和4年4月以降にな

ると思いますが、条例改正や対象者及び県内医療機関への周知のほか、地元医師会や湖南4市との調整等が必要なことから、現時点での具体的な開始時期については課題整理を行った上で事務スケジュールを検討してまいりたいと思っております。

また、学童保育の夏休み給食の導入につきましては、現在、課題の整理を行っております。まず、学校給食センターでの導入となると、学校給食衛生管理基準に基づく対応が必要であり、各学童保育所に配膳室を設ける必要があること、給食配送トラックが進入できるスペースが必要になることなどの課題があります。次に、学校給食ではなく、事業者の弁当配達などによる方法が考えられますが、この場合においても、利用対象児童約1,000名に対する実施可能な業者の選定、アレルギーへの対応、食べ残しの取扱い、昼食料金徴収事務の取扱いなどの課題など、多くの解決すべき課題があることが分かってまいりました。

今後、子育て支援の充実に向けて、福祉医療費の適用拡大と同様に、課題を整理した上で実施時期を含めた事務スケジュールを検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 課題の整理、いろいろあるというふうなことですけども、これ、めど的にはいつ頃になりますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） まだ具体的に、今、職員のほうといつからどういう手順でできるのか、どうしていくのかということを知っている、聞き取りしている状況でありまして、私としてみたら、子育て支援の1つ大きな柱と思いますので、進めていくために鋭意努力いたしております。ただ、今ここでいつをめどにと言われましても、令和4年以降ということだけははっきりしているということで、早くしたいという気持ちは当然ございますので、努力いたしていきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 学童に通わせておられる保護者の方々は、これで1票入れられたというのもあると思いますよ。そういう意味での責任がありますから、絵に描いた餅にならないようにきちっとやってください。

第7点目、これまでの市政が行ってきた施策の検証についてお尋ねいたします。

野洲市は障がい児教育の充実や不登校児童に対する支援員配置や事務支援員を単費で行い、教師、保護者から喜ばれています。さらに、市民生活相談課が取り組んでいる様々な業務など、施策の継続と充実についての見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 7点目のこれまでの市の施策の継承についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、小中学校への特別支援教育支援員の配置や不登校生への学習支援員の派遣など、今後とも教育面でのきめ細やかな対応を行っていきます。また、市民生活相談課が取り組んでいます消費者行政や生活困窮者支援等の事業につきましては、平成28年10月施行の野洲市くらし支えあい条例を基盤としているところから、市民の自立と地域社会の健全な発展に寄与するため、今後も事業を継続、推進してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 進めていってください。

次に、大きな2番目、平和首長会議に参加へということで質問させていただきます。

前市長に対して、平和首長会議に参加していないのは全国で9市町しかなく、参加すべきと3回質問しましたが、頑として参加しないと主張されました。核兵器禁止条約の批准が50か国以上になり、来年1月22日から発効します。75年間核兵器禁止を求めてきた被爆者がようやく世界的に核兵器をなくす一歩を踏み出すことができると喜ばれています。核兵器をつくらず、持たず、持ち込まずの非核3原則が現実味を帯びてきました。日本のように核の傘に入ることも禁止となっています。

唯一戦争被爆国の日本がこの核兵器禁止条約に署名をして批准すべきと思いますが、栢木市長の見解をお尋ねいたします。

さらに、平和首長会議への参加についての見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目の日本が核兵器禁止条約に署名して批准すべきのご質問にお答えいたします。

唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約に批准しないことは非常に残念に思いますが、これまでの皆さんの努力、思いが実を結び、核兵器禁止条約が令和3年1月22日から発効される見込みとなり、核兵器をなくす取り組みが前進していくことを期待するものであ

ります。

また、2点目の平和首長会議への参加についてのご質問にお答えいたします。

このご質問につきましては、これまでの経緯を確認した中で、私といたしましては、平和首長会議に参加することで、加盟する他の自治体との情報共有が図れ、より一層、平和施策の取り組みの推進を図れるものと考えましたので、すぐに加盟するよう指示し、現在、令和3年1月1日の加盟に向けて申請をしたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） ようやく野洲が、全国で9市町しかないというところから脱することができたということは評価をいたします。核兵器で犠牲になられた方や今も苦しんでおられる方が喜んでおられると思います。平和首長会議で、本当にこの首長会議そのものが核兵器禁止条約に対して、全世界の国々に対して批准をするようにという呼びかけをされておりますので、参画していただきますようお願いいたします。

次、3点の最後、要支援者の避難対応について質問いたします。

近年全国各地で災害が起こり、地方自治体として要支援者の避難が細かな規定も対応もなく、死者を出している状況があります。他山の石として、野洲においても同じようなことが起こらないようにマニュアル化すべきです。一人ひとりの要支援者をどのように避難誘導するかを自治会任せや施設任せでは命を救うことはできません。

地方自治体として、早急に要支援者一人ひとりに対しての対策が必要です。要支援者といっても、一人ひとり状況は違います。国でも来年度、法整備をすることが出されています。国待ちでなく、市として一人ひとりに対しての対応をいつまでにされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、野並議員の大きな3点目、本市の災害時の避難行動要支援者の避難対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、災害時における避難行動要支援者の避難対応についてですけれども、発災時に市や消防などといった公共機関は、被災状況の確認ですとか命に関わるインフラの復旧などを優先的に行う必要があることから、発災直後に一人ひとりの要支援者に対し、市や消防が直接避難の支援を行うことは非常に困難であるというふうに考えております。よりまして、発災時にはまず市民一人ひとりが自らの身の安全を確保していただき、次に可能であ

れば、支援すべき人に手を差し伸べていただきたいというふうに考えております。市民、自治会、事業者、行政等による自助、共助、公助の考えの下、全ての人々が協力をし合っ
て初めて一人ひとりの安全を確保し、避難支援を行うことができるものというふうに考
えております。

次に、市における避難行動要支援者の避難対応につきましては、既に毎年度、避難行動
要支援者名簿を作成し、対象者の把握に努めているところでございます。現在、市内全域
で機械的に抽出した5, 201人の全件名簿登録を行っております。また、市の制度に沿
って取り組みをされている自治会では、本人の了承があれば、一人ひとりの要支援者の状
況に応じた避難支援個別計画を作成し、自治会長や民生委員・児童委員と情報共有し、事
前の備えとしているところでございます。

なお、国による災害対策基本法の改正の動きもあり、滋賀県におきましても、避難支援
個別計画の作成について県下全域で推進して、誰一人取り残さない仕組みづくりをつくら
うという動きが現在あります。

ただ、この避難支援個別計画を必要な全員に作成しようとするすると、まずは避難を支
援する人づくり、それから個人情報保護法の壁を越えた情報共有の仕組みづくりが必要にな
ってくるというふうに考えております。

市としましては、今後の国、県の動きにも注視をしつつ、地域で取り組まれている互助
制度が円滑に機能するように情報共有の仕組みについていろいろと検討をしていきたいと
いうふうに考えております。

また、議員ご指摘のマニュアル化というのは当然必要になってきますけれども、まずは
体制を整えるということが優先というふうに考えておりますので、国、県とも連携を図り
ながら、今後も市民の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今、いろいろおっしゃいましたが、まずは自分の身を、次に手
を差し伸べるということを言われました。洪水の場合と地震の場合と、大規模な火災はあ
んまり発生はしいひんと思うんですけども、いろんな災害があると思います。それに対
して、やっぱりそれぞれ対応が違います。だから、一人ひとりに対してこの場合はこうす
るんだというのを打ち立てないと、自治会ですごく頑張ってやっておられるところは一人
ひとりに対しての対応がマニュアル化されていると思います。しかし、そういうことのでき

ていない自治会においては、本当にそのままほったらかしという状況です。

私とも全盲の方が同じ組の中におられます。ご主人は車椅子です。組の中に車椅子を乗せられる自動車を持っている者は誰もおりません。こんな場合、どうするんやろうな。どうしたらいいんやろうな。今、互助制度と言われましたけども、でき切れないというような問題もあります。ですから、本当に一人ひとりに対してどうするんやという細かなものができていないとあかんと思います。

自主防災というのが自治会に一応あります、体制的に。組長が何して、自警団が何して、隊士が何してとかいう形がありますが、順番ですから、毎年替わります。毎年替わりますから、自分がその役に立ったとき、何をするかというのが分からないという意味においては、毎年、そういう訓練が必要ではないか、マニュアル化をきっちりとみんなが身につけるために。そこら辺までのことを、やっぱり行政がやらんとあかんと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 野並議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、一定その仕組みはつくっていく必要があるかと思うんですけども、ただ、おっしゃるように要支援者の方一人ひとりの状況に応じて計画の内容が変わってきます。また、それぞれの自治会の状況、例えば高齢化が進んでいる自治会ですとか、あるいは平均年齢が若い自治会であっても発災時間帯によってはお昼は誰もおられない、お勤めに出かけられていておられないとか、いろんな状況がございます。こういったことから、個別支援計画自体はつくろうと思えばつくれると思うんですけども、じゃこの個別市支援計画に基づいて誰が助けに行くのか、ここでいつも行き詰まるパターンが多いということと、それから要支援者の方それぞれの中には情報を出されることを非常に嫌がられる方も中にはおられます。こういったことから、情報をいかに共有していくのか、共有をした上で誰が助けに行くのか、その辺りがまだ決定的なその解決策というのが見つからないというのが状況です。

そこは国、県が来年に向けて、またいろんな方策を考えるというようなこともおっしゃっていますので、そういったところも注視をしながら、野洲市独自の取り組みができるのであれば、そういったことも検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当に他山の石として、死者を出さないために、やっぱりつくっておかないと駄目やと思います。近所の者もどうしたらいいのか分からない、自分の身を守るためだけに行って、ほったらかしというのめあかんと思いますので、それが、やっぱりきちっとマニュアル化されて、どうすれば、どうしていくんやという手順が共有できないと駄目だと思いますので、5,200人からの方々がおられるということですので、作業は大変やと思いますけども、きちっと地域の人と一緒に頑張っつこつていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第9号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 続いて、栢木市長に質問させていただきます。第2番、新誠会、山崎です。

栢木市長は、民の知恵と力で野洲のまちづくりを目指し、選挙を戦われ、勝利されました。かやき進後援会、先ほどから出ています「Change Yasu」という、このピラの中に新型コロナ感染症支援対策を拡大して、市民の生活を守るということで、都市計画税課税を当面延長するとともに、湖南4市のうち野洲市だけが実施していない水道料金、基本料金4か月程度減免を実行できるようになりますということの後援会のほうで出されています。

これに対して、私自身、企業経験と地域ボランティアの経験を基に何が市民にとってよい施策か、また将来にわたり健全な財政運営を条件にしつつ、今、実施すべき求められている施策は何かと考えています。

水道事業はライフライン、電気、水道、ガスに上げられるような重要な市民の生活に直結する事業です。そこでお伺ひします。現在、水道事業において、重要な課題についてどのように考えておられるか、お伺ひします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山崎議員の1点目の水道事業における重要課題についてのご質問にお答えいたします。

水道事業は市民の生活に直結した最も重要なライフラインの1つであり、配水給水について市民の皆様が安心、安全かつ安定供給することを目的に事業運営に取り組んでおります。

重要課題の1つ目としては、高度成長期などに急速に整備された水道施設は老朽化が進行し、大規模な更新ピークを迎えつつある今日、この安心、安全かつ安定供給を持続する

ためには、施設の適正な維持管理と計画的な更新が必要不可欠となっております。そこで、水道事業アセットマネジメントや水道事業管路耐震化・更新計画を策定した上で、水源地施設更新事業として、田中山低区配水池改修工事や南桜膜ろ過装置事業、老朽管更新事業として、近江富士団地の管路更新や石綿管更新工事などに積極的に取り組んでおります。

2つ目としては、老朽管路の更新費用や膜ろ過装置設置事業費用の増加とそれに伴う減価償却費の大幅な増加や維持管理費の増大、さらに人口減少による水道利用者の減少など、収益を圧迫することが予想される中、水道事業会計においては、地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努めるとともに、いかに水道事業収益を確保するかが重要な課題であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

今まで継続されている水道事業の大きな問題、十分対応策を今後検討していただきたいと思います。今、水道事業、いろんな老朽化等々ございますけれど、実際、今、市内での自己水と南部用水から、琵琶湖から送られてくる水、その量の比率というのはここ、どのぐらいの変化が出ていますか。自己水の上がりがかだんだん少なくなって、南部用水が増えてくるんじゃないかと心配しておるんですけど、その辺はどのような形になっておりますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ご質問にお答えいたします。

地下水汚染等により、水源地、いわゆる自己水における給水機能が低下、または停止した場合の中長期的な計画は想定しておりません。想定している中長期的な計画は現有する水源地、配水池等について更新を行うための計画としております。仮に現在稼働している水源地の1つが停止した場合は、停止した水源地に見合う分の水量について南部用水の供給を増やしてもらうこととなります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） いや、当然、ライフラインだから、水を確保しなくちゃいけない。そのためには南部用水の契約額を増やすというようなことが当然必要となると思うんですけど、やはり先ほど言われた企業会計、独立でやっている会計ですから、どうなるかと

例えば、自己水を上げている費用と南部用水を使う費用と差が出てきます。その辺が緊急時は、コロナと一緒にです。緊急時は仕方ないとしても、やはり中長期的に考えたときに、自己水は常に何%確保するというような中長期の計画を持ってもらわないと、今言われた恒久的な対応は一時的に南部用水を使えると思います。でも、やはり中長期、特に地下水で上がって、水道を与えられている地域、申し訳ないですけど、野洲から三上地域は自己水です。だから、夏は冷たく、冬は温かい地下水から送られてくる、おいしいイオン分がある、ミネラルのある水を飲ませていただいている。だから、やはり野洲市内でも、上と下では水道の水の味が違うということをよく言われます。やはり、ある程度、自己水を確保する中長期な計画を立てていただきたいんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（東郷克己君） みず事業所長。

○みず事業所長（服部道和君） それでは、山崎議員の再質問についてお答えさせていただきたいと思います。

自己水と南部用水の比率でございますけれども、令和元年度の決算資料に基づきますと、自己水と南部用水の割合はほぼ半々ということとなっております。これまでもほぼ半分半分というようなことで推移してございます。今後につきましても、計画としては同様に半々ということと考えております。

なお、自己水と南部用水の立米当たりの単価ではございますけれども、令和元年度の実績を基に算定いたしますと、南部用水の立米当たり単価は83.9円、自己水の立米当たり単価は42.5円となってございまして、単価差は41.4円でございます。単価としましては、自己水は南部用水の約半分ぐらいの単価というようなことでございまして、南部用水からの用水比率が増えると経費が増加しまして、収益が減少するということとなります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

水道を使っていて、水道料金は一緒なんですけど、自己水を回っているところと南部用水を回っているところでは費用が違うというのが、もう完全に半額で自己水でやっている。設備の維持というものについてはそれなりの費用がかかりますけれども、実際、費用単価をやってもらって、そのぐらいの数字を報告いただいたということに基づき、次の質問に入り

ます。

市内の面積が80.14キロ平方メートルで、給水区域の面積は45.36、多分、私
の見方が悪いのかわからんけど、こういう市で出してはる、これで数字を拾ったんですけ
れど、上水道の給水普及率が99.92%と、給水管がその面積に対して網羅されていま
す。他市に比べて有収率が低い状況ですが、近隣市の有収率比較及び対策についてお伺い
いたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の近隣市有収率の比較及び対策についてのご質問にお答え
いたします。

水道有収率とは、給水する水量に対する料金として収入のあった水量の割合のことで
すが、有収率の高低は水道事業の経営に影響するため、高い割合で維持することが水道事業
者の責務であると考えております。

本市の有収率は、近隣市を含む県平均に比べ約6%程度低い状態が続いております。ま
た、有収率は管路の漏水や事故等による逸水などが原因で数値が大きく低下することから、
毎年多くの漏水事故が発生している状況を改善することが最も有効的であると考えられま
す。本市の配水管の中で最も古い配水管は昭和40年度に整備できており、法定耐用年数
である40年以上を経過している管路が約62キロメートルで全体の約18%となってお
ります。今後さらに老朽化する配水管が増加していくことが予想されるため、1点目で回
答しましたように、水道事業管路耐震化・更新計画に基づく老朽管の更新と石綿管の更新
を進める予定です。これら事業を実施することによって、漏水事故が減少し、有収率を上
げることができる対策になると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

やはり、調べていただいて、そのぐらいの差がある。6%というと、かなりの率になり
ます。やはり、それは供給水に対して6%よそよりも低いということは、今言われた、無
駄な水が地下に戻っている、ないしは事故でなくなっている。だから、1問目でも回答い
ただきましたように、特に野洲市のどこの地域でも昭和40年後半からそういう水道事業
が地下水、井戸水から変わって行って、住宅がかなり、今の栄の地域、三上地先では七間
場、大畑、そして、今、工事をやってもらっている近江富士団地、かなり野洲のマンショ

ン系とかと違って、一戸建ての建物がそちらのほうで建って、大きな開発業者が開発した。旧村については、野洲町ないしは野洲市で給水自体は全部計画的に選定をやって業者に委託して、工事をされています。だから、住宅開発されたところは住宅開発業者の範疇の報告だけで、現地を確認されたということなし。実際、今、近江富士の工事をやられていて、一昨年の場合、水道管付け替え工事のために近隣住民からの苦情が出たとか、いろんなトラブルがあります。だから、工事を進めるについても、その住居地域で工事をやりますので、工事をやる時に住民に十分そういう計画期間、工事内容を説明して、早急に今の老朽化した配管、石綿管の交換等を進めてもらいたいと思うんですけど、その辺の具体的なことは、多分担当はみず事業所長になると思うんですけど、どのように考えておられるか、教えていただきたい。

○議長（東郷克己君） みず事業所長。

○みず事業所長（服部道和君） それでは、山崎議員の再質問にお答えいたします。

新興住宅での今後の計画についてのご質問でございますけども、先ほど議員言われましたように現在実施しておりますのは近江富士団地についてということで、今年度で水道管の更新工事が完了する見込みでございます。今後の計画といたしましては、新興住宅で、先ほど言われましたように更新ができていない万葉台、栄、篠原駅前、富波乙、七間場北の大畑などの団地を対象として、順次更新工事を進める予定でございます。工事におきまして、地域の住民の皆様には十分周知をした上で工事を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

今後、市長も言われている市街化の拡大とかまちづくりをやられるときに、今現在、主管、大きな道には太い、町に入る手前までは行って、多分家庭へ行く時分は、家庭のメーターは多分13ミリ程度だと思えます。だから、そういう地域でも今開発されているところでも、もともと開発があったところから、また延長していくと。そういうときには、やはり水量が変わってくる。だから更新する地域プラス、やはりその沿線から計画、どのような設計されるか分かりませんが、主の配管から引っ張る、ないしは枝から引っ張るとか、そういうようなときに、もともとの水量以上の水量が流れるような計画の水道管については早めに更新をしていただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（東郷克己君） みず事業所長。

○みず事業所長（服部道和君） それでは、山崎議員の再質問にお答えします。

新たな区域におきまして、水道管を延長して、開発に対応するというようなことでの質問でございますけれども、そういった場合につきましては、開発業者と十分事前に水道の使われる量等につきまして協議をいたしまして、今の現在の配管で十分水量を賄えるものなのかどうかというような点、また追加的に既設の管をもう少し水量が出るように口径を大きくするとか、そのようなことを十分に事業者と、業者と協議の上で事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

まず、ライフライン、重要と言われている水というのが、やはり切らすことなし、多分、水道担当者ないしは当番水道業者が24時間体制で夜中の漏水も防止するように努力されていると思います。

あと、前回、栄のところら辺で、接続のところで漏れて、かなりの南部用水が流れ込んだということがございます。だから、漏れを事前に確認するパトロール、水道課、水道事業部だけじゃなくて、いろいろと市役所の職員さんは市内を車で走られているので、そういう疑わしい、ないし道の亀裂、そういうのがあれば、やはり漏えいにつながるということで注意をお願いしたいと思います。

では3点目、これについては、先ほど冒頭に申しました「Change Yasu」、コロナ禍での支援策として、他市が水道料金減免を実施している、野洲市も減免等、実行できると市民に公約されています、あの緊急事態の下であれば、その意味は政策として分かりますが、感染拡大があり、ある程度の時期と比べたら、ある程度落ち着いてきた。水道料金については、基本料金4か月全てのところに免除ということが上がっておりますけれど、本当に必要としている世帯に対して、より手厚い支援を金銭的支援以上に立ち上げるための支援を充実させるといった、今の時期に必要な施策を検討し、実行すべきというふうに考えております。水道減免は、私としてはコロナ支援の策と考えておりませんが、市長の考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3つ目のコロナ禍における水道料金減免対策についてのご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する生活困窮世帯等への支援については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい子育て世帯、奨学金を受給する大学生等、生活困窮世帯、失業者や収入減少した方を対象に様々な角度から生活支援を行っております。

水道料金に関しましては、コロナ禍による離職や収入の減少等により生活が困窮する方に対応するための緊急措置として、申請をいただいた方には、審査の上、1年間の支払い猶予を行っております。しかし、現在もなお、新型コロナウイルスによる感染拡大が継続している中で、市民や企業に対し、少しでも安心感を提供するため、公約にも掲げております水道料金の基本料金の減免を実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 私どもの考えとして、選挙公約の中でいろいろと税的なもの、ないしは免除という言葉というのは、有権者にとって甘い言葉になります。でも、実行できるか実行できないかというのが、やはり自分が責任持って最終決断をされるのは市長であります。だから、私どもはその決定に対して、二元代表制の中で論議を交わしていきます。小さなことからでも大きなことからでも同じことです。重要性があるもの、ないしは市の財政を圧迫する、ないしはそういう事業を、こういう水道事業、企業会計別途です、それでコロナ対策費をそこへ充てるとかいうことで免除を行う。だから、今、市長言われたように見えあい条例の中、ないしは生活困窮者支援という中で救済をやっている。でも、今まで所得があって、急遽、失業、ないし路頭に迷っている、そういう人たちを就労支援とかいうので、もう少し地域の企業、ないしは事業所に活力があるところがあれば、やっぱり市が窓口となっていていろいろな支援をしていく。金銭的な支援じゃなくて、私たちはそういうサポートをする市の行政を期待しておりますので、言うだけは簡単ですけど、やることは大変だと思います。

ただ、今、野洲市の中ではそういう福祉施策等々に対して支援をいただけるという理解をされた方が、数多くいろんなこういう勉強会等にも参加されています。自分自身が安楽の生活をやっている人は、あまり市の説明会とかに行きません。やっぱり、何か新しいことをやってもらう、そういう問題があったときには、そういう苦慮している人が多く参加して意見を述べられます。私たちはそういう人の意見を聞きながら、市政を今後も進めていく、二元代表制を守りたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

じゃ、質問を変えます。

2つ目、コロナに負けない学校づくりということで、これからの季節、もう既に季節に入っていますけれど、乾燥によってウイルスの感染力が強くなるため、集団感染のリスクの高い学校現場ではインフルエンザやノロウイルスなど、様々な感染症に注意が必要となります。とりわけ未曾有の事態を招いている新型コロナウイルス感染の勢いが続く今年は、冬にかけ、さらなる感染拡大が懸念されています。今現状として、11月後半から急激に伸びています。インフルエンザなどが同時に流行する可能性もあり、より一層の予防の強化に努めることが求められています。

そこで、コロナに負けない学校づくりについてお伺いいたします。これは多分1問目で、学校における新型コロナウイルス感染に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」が文科省より9月3日、通知が出ています。この後、どのような感染予防対策を実施されるか、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山崎敦志議員のコロナに負けない学校づくりのご質問のうち、1点目の学校における感染予防策についてお答えをいたします。

学校には、今、お話がありましたように、文部科学省が定めた衛生管理マニュアルというのがございます。これによりますと、野洲市のようなレベル1の地域では1メートルの距離を確保できない場合はできるだけ距離を離し、換気を十分行うこと、それからマスク着用などと併せて、3密を避けるように努めることと記されています。

これに基づきまして、学校で今取り組んでいることを具体的にお話ししますと、まず子どもたちは朝、家庭で体温を測ります。それで、健康観察カードというのがありますので、そこに記入をして、基本的には保護者さんに書いていただいて、小学校の場合ですが、それを学校に持ってきます。学校に登校しますと昇降口で消毒液が置いてありますので、それで手指の消毒をしたり、あるいは検温忘れの子はそこで検温をするという。非接触型の体温計というんですか、それがありますので、それで朝、迎える教師がやっております。それから、教室では朝の会で健康観察という時間がありまして、全員の健康をチェックします。家庭で書いてきた健康観察カード、それを出して、それに基づいてチェックを行うというふうになっています。

また、体調が悪い等ありました場合は、すぐに保健室と連携をして、そちらのほうに行ってもらったりというふうなことも行っています。

それから、小学校では、2時間目と3時間目の間が長休みと、15分から20分の長い時間休みがあるんです。それから給食前、それから昼休みの後、このときはほとんど教員が小学校の場合は立ち会って、子どもたちの少し長い手洗いを実施しています。これ、みんな石けんを用意していますので、石けんを使って手洗いをやったりとかいうふうな、そういう指導を先生方が行っております。

それから、あと座席ですが、今までは2人ペアで座ったりとか、あるいは班で座る、あるいはコの字型といたしまして、黒板を囲んで大枠に2列、3列で密集して座っていたんですが、そういう座り方を全部やめまして、もう一斉にばらばらで前向きと。昔の座り方というんですか、そういうふうにやっています。

できるだけ密を避けようという、密を避けるといっても、大体最大30数名いますので、なかなか2メートル空けるということはもちろんできないんですけども、極力空けるようにしています。

それから、対角線上に常時窓を開けていますので、今、寒くなってきましたので、全部とは言いませんが、両側の窓を幾つか開けて、風が通るような工夫もしています。

それから、あと国、県の補助を得まして、校内の消毒作業に当たるスクールサポートスタッフという、前年までは1名、これは事務作業を行うスクールサポートスタッフというのを雇用していたんですけども、今回、新たにスクールサポートスタッフを全学校に増員しまして、消毒を主にやっていただく、そういう方を雇用して、その方にいろんなところのトイレとか洗面所とかを中心に消毒作業を行っていただいています。

これから、議員おっしゃったように冬場は寒くなりますので、特に温度管理と併せて湿度の管理を十分することによって、換気もしながら感染防止に努めていきたいというふうに思っています。

なお、今後の市内の感染状況を見ていかなあかんですが、拡大状況によりましては、例えば分散登校をすとか、さらに密を避ける工夫をする必要があるかなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

野洲市の場合は、一部小学校で児童が陽性になったということは聞いておりますけれど、クラスターにはなっていません。今言われた、大阪市でも緊急事態の状態であるけれど、

子どもたちの心のサポートするために、時差登校とか分散登校とか休みにするとかいうよりは通常の生活のリズムの中で、やはりそういう新しい生活基準、生活様式、3密を避けた。私は2つ目で3密の状況と聞きましたけれど、今、教育長の説明でその部分は十分理解させていただいた。ただ、マンモスになっている野洲小とか中主小、特に中主小学校が今、仮校舎で、ある程度コロナを想定していない仮校舎のスペースだと私は認識しているんですけど、その辺の対応はどのようにされていますか、現状密にならないような工夫というのは。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 仮設校舎は中主小学校と、それから野洲北中学校でも行っております。広さは普通の教室とほぼ同じですので、今言いましたような形で、やはり対角線上に窓を開けたりとか、あるいは扇風機、そこには換気扇がついておりますので、それを回しながら換気に努めているということでございます。あとはほとんど、先ほど申し上げたのと同じでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

どうしても、今、後でも質問しますが、やっぱり学校の先生方に、休みがあった分、授業短縮等々といろいろなことがございます。極力、設備の中で、しつけの中で3密を避けることを指導されますけれど、やっぱり設備で補えるものがあれば、やはりコロナ対策費で、そういうところで子どもたちの安全を確保してもらいたいなというように思います。2番目の問題については、先ほど教育長から説明を受けたので。

インフルエンザは今年ちょっとマスクの着用、手洗い、そういうことで感染拡大があまり見られないんですけど、インフルエンザの予防接種というのはどの程度の接種率やられているのか、教えていただけますか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） インフルエンザワクチンの接種率についてお答えをいたします。

インフルエンザの予防接種は現在任意となっていますので、接種の有無は学校で把握はできておりません。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業を市で実施していますので、その担当の健康福祉部に確認をしましたが、接

種率の把握はできていないということでございます。

また、教育委員に小児科の立入先生がおられますが、ここが11月の最初、初日のインフルエンザの、一般の子どもたちの予約をネットで受け付けられたんですけども、一番早い方は朝の2時からですね、10時ぐらいにはもうほぼ満杯になったということで、例年よりもかなり高い率で子どもたちはインフルエンザの予防接種を受けているのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

いや、私もインフルエンザの予防接種の申込みやっても、大人は1回で済みますから、どこの病院でも打てるんですね。子どもの場合は小児科。小児科がもうパンクしているから、受付予約できないとか、薬が入ってき次第、予約を受けますと、そういうような状況なので、今、教育長が言われたように、かなりの、例年よりも早めに接種されているというような感覚があったので、お尋ねしましたけど、こういう確認はなかなかできないけれど、やっぱり補助金等々をつけたということは、市民の安全安心のための予算ですので、取った以上は広く理解してもらって受けていただきたい。インフルエンザ自体、3か月しかもちませんからね。打って2週間、そこから3か月が効くだけで、まだまだ年がら年中本来インフルエンザはあります。ただ今年は、皆さん手洗い、マスクしているから、人うつすということが少ないというようなことで、病院でインフルエンザで発熱した人がいるというのはあんまり見ていませんけれど、そんな状況ですので、またよろしく願います。

あと、私が一番心配しているのが学校行事での基本的な感染対策。いろんな授業、課外授業にしても、体験にしても、全部中止になっています。でも、先生方は子どもたちに毎年恒例でやっているものを何とか体験させてやりたいというように思いながら、いろんな知恵を出されていると思うんですけど、これについて何か基本的な感染対策並びに室内的な集まりとか屋外での集まりというのか、何か基準があるのか、お教えいただきたいと思えます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の学校行事での感染予防対策についてお答えをします。

市内の9つの学校では感染症対策としまして、基本的に3密を避けるために、もうほと

んどの行事、取り組みの見直しをしています。内容の変更、規模の縮小、また延期とか、中には中止というのもございます。

例えば、運動会や体育祭ですが、これまでのような全校一斉に1日をかけてというのがもうどこの学校もやめてしましまして、半日開催、あるいは1、2時間目を低学年、3、4時間目が中学年、午後に高学年とか、こうやって学年を分けて実施するとか、運動会という名前をやめて、実質スポーツ大会とか、何とかフェスティバルとかいう名前に変えてはいるんですけども、できるだけその運動会のエキスだけは校内で取り組もうという形で学校で工夫をしていただいております。

それから、また参観につきましても学年を分けていきますので、その学年の保護者さんに見ていただくというふうなので、大人のほうの密も避ける工夫もやっております。

それから、修学旅行ですが、あとできていないのが野洲中学校が3月の中頃に、もう卒業式間近にされる予定なんですけども、一応ほかの8つの小中学校につきましても、名前はいろいろあるんですが、小学校は全て修学旅行という名前で実施をされましたし、小学校は1泊で、それも広島とか行っていたのをやめまして、近隣、あるいは県内で泊をする、いろんな取り組みも近隣県で行うというふうなことをやっています。中学校につきましても、日帰り、名前は校外学習というふうに変えたりとか、あるいは修学旅行という形に変えたりはしているんですけども、バスでどこかへ出かけるというふうな取り組み、そこで学習とか友達の交流をするというふうな取り組みを何とか模索という形でやってまいりました。それからバスにつきましても、基本的には公共交通機関というか、電車等は乗らずにバスを使うという。そのバスを増便しまして、当初の計画より1台増やしたりとかいうような形でバスの中でも密を避ける工夫もしております。これに関しましては市が補助金を出したり、あるいはG o T oトラベルですか、これのお金がありますので、そういうことで、直接保護者負担増にはならない形で実施をしております。

それから、もちろん基本的な健康観察でありますとか手洗い、マスクの着用、あるいは換気とか、こういうなんをやりながら対策を進めております。

それから、体育館等を分けて使うとか、それからよく学年集会というのを大きな学校ではよくやっているんですけども、それも普通はこれぐらいの部屋で1学年を入れますと非常に密になりますので、場所を体育館に変えて、もう空けて実施をするとか、できるだけ密にならないような工夫を模索しながら、それでも基本的にはいろんなことはやめない、何とかその中でできる方法はないかなということ各学校でいろいろ必死で考えていただ

いて、実施をしている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

先生方のご苦勞、私たち地域の者にも協賛して、協力して活動をやっている部分もありますので、いろいろと対策を考えていただいて、できるものは少しでも実施していこうと。参加人数を減らしたりとか学年の代表だけに一部を見てもらって、あとはビデオで撮ったものを見せるとか、いろいろとやっていただいていますので、また地域としても協力していきたいと思います。

最後に、年度内の教育指導要領の年間教育時間数の確保、当初、学校が休みになって、夏休みが短くなって、冬休みはどうするか。いろいろな学校行事をなくして授業に、時間数に充てるというように、当初言われたんですけど、今現在でどのような状況なのか。多分あと本来3学期だけ残るぐらいになっていますので、もうほぼ何%確実に確保できたのか、分かればお教えいただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の年間授業時数の確保状況についてお答えをいたします。

市内の小中学校では、夏休みの大幅な短縮とか学校行事の縮小、見直し、例えば始業式とか終業式がありますが、それを放送でやって、短時間で終わります。その後も授業をしたりとかいうふうな工夫をしまして、現時点で既定の、文部科学省が想定しています授業時数の確保にほぼ見通しが立っております。この調子でいきますと、3月までにほぼその時間数は確保できるということでございます。

また、例年のようなインフルエンザの流行がありますと、大体3日、4日の休校措置、あるいは学級閉鎖とか学年閉鎖になるんですけども、そういうなんに備えることも何とか、この冬休みも少し短くしますので、そこでいけるのかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

冒頭に申しましたように、コロナの感染者が出ると、学級閉鎖、ないしはインフルエンザで学級閉鎖といろいろございます。やはり、一番心配するのが子どもたちの家庭感染が増えてきているということが1つと、先生方も車で通勤されている方が多かろうと思うん

ですけれど、やはり公共交通機関を使われると先生方の感染もごございますので、手洗い、必ず屋外からの入ったとき、先ほど、昇降口で手洗い、検温という、細かな対応を取っていただいているのを、もう先生方も大変だと思うんですけれど、何せ学校でクラスターが起こるといふことになると、今言われたいろんなことが全部崩れてしまいますので、くれぐれもそういうことが起こらないように配慮いただきたいと。

設備的なものが必要ならば、市長は何ぼでもコロナ対策予算をぼんぼんそちらへ出してくれはりますので、子どものためには全部出さはります。そんなもん、水道料金とか都市計画税とかいうより、子どものためにコロナ対策費をどんどん使ってくれはりますので、そういうものはどんどん要求してください。

以上で質問を終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時55分といたします。

（午後2時37分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

今回、4点にわたって質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについて伺います。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち「99.247%の手続で押印を廃止できる」と明らかにしました。約1万5,000手続のうち、各省庁が「押印を存続の方向で検討したい」と回答したのは僅か1%未満の計111種類とのことであります。また、河野大臣は「(存続する)相当部分は印鑑登録されたものや現行の届出印など、そういうものは、今回は残る」と説明されました。「デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子認証などが導入されるだろう」との見通しを示しました。さらに、政府・与党は確定申告など税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことであります。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しております。

これらを踏まえて、質問いたします。国において行革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、わが市の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、津村議員の行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについての1点目、国の押印廃止の動きについて、市においても廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきとの見解についてお答えいたします。

ご質問のとおり、国においては現在押印廃止作業が進められ、来年の通常国会に関連法案が提案される見通しとなっております。また、河野大臣は、今後、地方自治体向けの押印廃止マニュアルの作成を表明されており、その中で押印廃止の参考となる基準、事例などが示されることが考えられますことから、それらの動向を確認しつつ、押印廃止の検討作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 次の質問に移ります。

既に国の動きに合わせてその準備を進めているのか、取り組み状況を具体的に伺います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、2点目の既に国の動きに合わせてその準備を進めているか、その取り組み状況についてお答えいたします。

現時点の取り組みとしては、具体的な作業は進めておりませんが、押印廃止の検討作業を見据え、先進的に取り組まれている自治体や県内のほかの自治体の情報収集を行っているところでございます。また、今後出される予定である国からの押印廃止マニュアルなどを参考にしつつ、市全体での押印廃止の検討作業を具体的に進めていく予定といたしております。

なお、市全体の取り組みとは別に、個別に相談があったものについては、法令等で押印の義務づけがなされておらず、慣例的に押印を求めるものについては、押印廃止を行う方向で各所属と調整、協議を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

押印を99%が廃止できると明らかにされているので、できる限り、例えばサインをするとか、そういうことを推し進めていただきたいと思うんですけども、例えば不在者投票、期日前投票のはがきとかも押印がなくなりましたですね。そういう形で、市役所の業務でも、そういう印鑑を忘れた方がいらっしゃったりすると思うんですけども、そういう場合、押印なしでできる手続の書面とかいうのは、押印がなければ手続ができないというものと押印がなくても手続できるというもののその区別とかいうか、その辺の大体割合というんですか、もう絶対にこれは押印が必要であるという、そういう書面というのはどれぐらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、具体的には作業を進めておらない状況ですので、どのくらいの割合で法令で義務づけられているものがあるかとかいうことについては、現在把握しておらないのが実情でございます。ただし、議員おっしゃっていただいておりますとおり、押印の必要ない書類については押印をなくすことで、一定事務の効率化にもつながっていくかとは思っておりますので、今後については、そういったマニュアル等を参考に、できる限り市民さんの利便性向上にもなるように事務の見直しには努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。分かりました。できるだけ簡易的に分かりやすくとかいうか、そのように手続がスムーズに進むようになるように、またよろしくお願ひしたいと思います。

次の2点目の質問に移りたいと思います。

PCR検査にいたる相談・検査体制の変更への対応策についてであります。11月以降、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えるために、厚生労働省はPCR検査に至る相談・検査体制のスキームを変更しました。従来は原則、保健所や帰国者・接触者相談センターに相談してから、必要と判断されれば、帰国者・接触者外来等の医療機関などでPCR検査を受けてきましたが、厚労省の方針どおり進んでいるならば、12月の

今現在はかかりつけ医などの各地域で身近な医療機関において相談・PCR検査を受けられるようになっているはずですが、本市における対応の実態はどうなっているのかを具体的に質問いたします。

まず、10月中に厚労省に対して、県を通じて新たに申請したPCR検査が可能な医療機関があるのかを伺います。あるとしたら、市内のどの医療機関なのか、伺います。昨日の工藤議員からの答弁にもありましたように、20か所と伺いましたけども、もう一度伺いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員のPCR検査にいたる相談・検査体制の変更への対応策についての第1問目、PCR検査が可能な医療機関についてのご質問にお答えをいたします。

発熱患者等の診療、または新型コロナウイルス感染症の検査を行う市内の診療・検査医療機関につきましては、発熱患者等の診療を実施する医療機関が10か所、検査も含めて実施する医療機関は10か所、合計20か所で、昨日工藤議員にお答えしたとおりでございます。

なお、どの医療機関かというご質問ですけれども、県は、医療機関、それから市町以外に対しては医療機関名を非公表とすることとしておりますことから、どの医療機関かをお答えすることができませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。その医療機関のリストは市民に対して公表されていないということで、これ、公表されていない理由とか、もし分かればお伺いします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 津村議員の医療機関のリストを市民に公表していない理由についてのご質問にお答えをいたします。

非公表とする理由といたしましては、これは県医師会や地域医師会などと協議の結果、もし公表したときに特定の医療機関に負担が集中し、本来の機能が果たせなくなるなどの混乱が心配をされましたことから、医療機関にのみ公表することとされておりまして、もし発熱等の症状があった場合には、まず身近な診療所やかかりつけ医などに相談をしていただくことによって、医療機関は必ずどの医療機関で検査ができるのかというのは承知を

しているはずでございますので、必要な方に対しては必要な情報を速やかにお届けできる体制になっているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、分かりました。じゃ、例えば私が発熱して、かかりつけ医、近所の病院へ行って、お医者さんから紹介を受けれるということで、そういう理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

また、厚労省はその地域の診療所など、PCR検査に協力してくれる機関を診療・検査医療機関（仮称）と称していましたが、厚労省の言う仮称の意味は各自治体で名称を決めてよいという意味と聞いております。本市においてはどのような名称にしたのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 津村議員の診療・検査医療機関の正式名称、野洲市ではどのように呼んでいるのかというご質問にお答えをいたします。

発熱患者等の診療または新型コロナウイルス感染症の検査を行う医療機関を、滋賀県におきましては、正式に「診療・検査医療機関」という名称で指定をしております。この名称につきましては、都道府県が指定を行うものでございますので、野洲市におきましても同じ名称を利用しているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、分かりました。新しいこの体制で一番肝要というか、市民が真っ先に電話で相談するかかりつけ医などを各地域の診療所やクリニックの対応について、電話したけど相談さえ受け付けてくれなかったとか、保健所に電話してくれと言われたなどの問題やクレームはないでしょうか。スムーズにPCR検査までの新しい流れができてきているのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、新しい体制での問題やクレームについてのご質問にお答えをいたします。

これからの冬季には、風邪や季節性インフルエンザ等、新型コロナウイルスによる発熱なのかが分からずに、受診先に迷う市民が増加するという事は当然予測をされる所かなというふうに考えております。しかし、先ほども申し上げましたように、地域の身近

な医療機関において、感染が疑われる方が相談、受診をすれば、必要に応じて速やかに検査できる医療機関へとつなげられる体制が整備されましたことは、市民の安全と安心を確保する上で大きな前進であるのかなというふうに考えております。

幸い、現在のところ、市民からのクレームや問い合わせ等はございませんけれども、市も地域の医療機関と連携をしつつ、広報やホームページ、市関係機関へのチラシ設置などにおいて、発熱患者の受診の仕方、まずは身近な医療機関に電話等でお問い合わせくださいという、受診の仕方について啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、分かりました。ありがとうございます。

最後に、実際に診療・検査医療機関のPCR検査数は増加しているのか、市が把握している実態を教えてください。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、診療・検査医療機関のPCR検査数が増加しているかどうかとのご質問にお答えをいたします。

診療・検査医療機関の検査数につきましては、これは医療機関から県に報告するシステムになっておりますので、市では直接把握をしておりませんが、滋賀県のホームページに掲載されている内容によりますと、県内の検査数については増加しているものというふうに認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、分かりました。今後も予断を許さない状況が続いていますので、また私も市民から聞かれたりしたら、すぐ、そのように対応していきたい、何分、そういう予防というか、3密を避けて、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

じゃ、次に3点目の行政サービス対応について伺います。

まず初めに、市長が所信表明で言われた「笑顔あふれる市政の実現と未来を輝かせるまちづくりに全力で取り組む覚悟です」とあります。もう少し具体的に市長の見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 津村議員の1点目、笑顔あふれる市政の実現に向けた具体的な見

解についてのご質問にお答えいたします。

まずは、選挙で掲げたマニフェストの実現に向け、現在実施計画を作成しているところでございます。市民にもまちの変化を実感していただけるよう、早期に取り組めるものはできるだけ早期に取り組みを進めるため、来年度の予算化に向け検討を行っております。

また、職員から前向きな提案が出るような風通しの良い職場づくりや夢を持った若手職員の育成に取り組むことで市役所を活性化させたいと強く願っており、普段から職員と気軽に笑顔でコミュニケーションができる雰囲気づくりに努めております。

こういったことの積み重ねが市民一人ひとりの笑顔があふれる市政の実現につながるものと確信いたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 私は30年ぐらい接客業の仕事に就いていまして、笑顔というのは本当に非常に大事でありまして、ところが、今、このコロナ禍でマスクをしておりまして、この笑顔が、表現するとか、表情をうかがい知ることが非常に難しい。目は口ほどに物を言うといいますけど、目で笑顔をちょっと、出ているか出ていないかというのも少し難しい面があります。

市長になられて、1か月余りですけども、この市役所内の職員の方々のそういう表情とか、客観的に市長のそういう感想とか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 就任前の市役所の内部というのを経験しておりませんので、ちょっと比較対象にはならないかもわかりませんが、就任させていただいて、当初、市役所へ入らせていただいて後のことでございますけども、だんだん職員同士がお話ししておられる声が大きくなったり、やっぱり休憩中でも笑顔とか、笑い声が聞こえたりとか、いろんなそういう意味、そしてまた庁内協議の中でも活発な意見を出していただいたり、そういうようなことが結構見られますので、私としてみたら、徐々にそういう形になっていっているのと違うかなというふうには感じております。

先ほど津村議員も言われましたけど、目を見て、目を見たら、やっぱり笑顔か怒っているかというのが、これだけのことなんですけども、はかれるのと違うかなということも思っていますので、本当にコロナのおかげでこのマスクをしているということが悔しくて仕方な

いんですけども、やはり笑顔でということalmaz第一として、これからも進めていきたい
と思います。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 私は先輩議員から「津村さん、議員になって、お給料は誰から。
津村さんの雇主は誰やと思いますか」と質問されて、ちょっと間を空けたら、「津村さん市
民の方でしょう」と。どなたか分かると思うんですけど、そういうふうにお叱りというか、
市民の方々から雇われて、働かせてもらっているんだよというふうにおっしゃいました。
確かにそのとおりやなと思いました。

そうすると、私も接客業をしていましたので、よくスタッフに、お客様が来なくなつた
ら、私たちの仕事は成り立ちませんと、そのためにはどうするかということで、感謝しか
ないよと、感謝するということは、笑顔を出して、やっぱり第一印象をよくするしかない
んだよというのをよく言っていました。

私は、市の職員の方々であったり、私も含めてそうですけども、市民の方に感謝して、
働かせてもらっているという、そういう気持ちを、やっぱり大事にしていきたいと思っ
ております。

その上で、次の質問に移りたいと思います。

職員の身だしなみ等について伺います。市民の方から問い合わせがありましたので、質
問します。例えば、髪の色やピアス等の取り決めがありましたら、お聞かせください。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の2点目の職員の身だしなみについての取り決め
があるかどうかについてのご質問にお答えしたいと思います。

職員の服装や身だしなみについて特に取り決めはしておりませんが、身だしなみは接遇
の1つであるというふうに考えております。普段から華美にならないことや市民に不快な
印象を与えることのないよう心がけているところではございます。ただ、お問い合わせい
ただいているようないろんなご意見があるのであれば、改めないといけないところも、今
後、周知していかなければならないところがあるのではないかとこのように考えていると
ころでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 例えば、就職するとき、面接、採用するわけですけど、私もよく面接、採用に当たって携わってきたんですけども、面接に来るときはリクルートスーツであつたり、きちっと身だしなみを整えてくるんですよ。ところが、採用したら、いつの間にか茶髪になったり、耳に穴を空けて、とにかく目立つようなピアスをしたり、まあ言えば、お客様から不快なそういう思いをさせるというか。私は、やっぱり市民目線でそういうふうに思われてはならないというふうに思っていますので、やっぱり過度な、おしゃれは自分のためだと思えます。でも、身だしなみは市民の方々のためにするものだと思っています。ですから、当然、私たちであれば、当然、男性であれば耳にかかったら耳にかからないようにしましょうとか、だったら、食品を扱う場合は髪をくくりましょうとか、いろいろそういう取り決めが必要だと思えます。やっぱり、市民目線から見て、何かだらしがないと思われぬような、もちろん、今、そういう市役所内で気になるというだけで、私もクレームとか苦情を受けているわけではありません。本当に一生懸命やっていたというふうに思えます。ただ、一番、第一印象はどうしても姿も形、表情で見えてしまいますので、やっぱり大事なことだと思えますので、最低限のそういう取り決めは私は必要ではないかなというふうに思えますので、過度なそういう格好というか、そういう身だしなみがずれているというか、適当でない場合はそういう取り決めをしていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員おっしゃっていただいていますとおり、仕事をやる上でおしゃれというのはそんなに必要ないというか、要らないものでないかなと私は個人的には思っておりますし、なかなか華美とか過度というところの部分でどこまでというところの取り決めを決めるのは難しい点はございますけども、いま一度、整理した中で周知できるように考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、ありがとうございます。

姿、形というのは、その次というか、やっぱり一番は気持ちだと思います。その心構えだと思いますので、先ほども申しましたけども、そういう感謝の気持ちで接する。ですから、電話1つの対応でもそうなんですけども、ありがとうございます、野洲市役所へお電話いただき、ありがとうございます、そういう心構えが必要ではないかなというふうに思

います。そういう一言の電話の対応だけでも非常にいい印象というのが持たれるのではないかと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やっど、次の質問に移ります。

市民の方々が市役所に来られて、どこの窓口に行ったらいいのか分からない方がおられます。正面玄関から入りますと受付があり、ご案内することができるのでありますが、他の入口からだと分からなくてうろうろすることがあります。そのような場合の対応はどのようにされているのかを伺ひます。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の3点目の市役所に来られた場合の、窓口が分からない場合の対応についてお答えいたします。

市役所へ来られた市民の方々が迷っておられるような場合、職員が積極的に声をかけることで、市民の方が目的な場所へ、目的の所属へ案内できるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 先日、日曜日でしたけども、庁舎へ用事があつてきたんですけども、ちょうど入口は1か所ですて、警備員さんがおられる入口から入りましたら、ちょうど市民部長がフロアに出ておられて、マイナンバーカードの誘導をされておりました。私は非常に好印象を持ちました。安心感を持ちました。やっぱり、そこに知っている方、また声をかけられている、どうしても、やっぱり市役所の庁舎に来られる市民の方々、お客さんというのは、来られて、もちろん用事を済ませるわけですけども、どこに行ったらいいか分からないということが当然あります。そのときに、窓口ですつと待って、受け身というか、受け身の体制であれば、もう本当に言つてこられないと対応できないとなつておますので、やっぱりちよつとうろうろ、例えば首を振つたりしていたら、「どうかなさいましたか」とかいうそういう一言が、こちらからかけるという、そういう対応というんですか、対応、もちろん正面入口に入ってすぐにご案内できたら一番いいんですけども、全ての人がそこでご案内を受けるわけにはいきませんので。ですから、ほかの正面入口以外のところから入られたときに、そのときにうろうろされる方への対応を素早くできるような、そういうまた体制づくりというのは、対応することはできないか、伺ひます。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の再質問にお答えしています。

なかなか体制といいましても難しい面がございますけども、あくまでも先ほど言いましたように、お困りの方がおられたら、見つけた職員が素早くお声かけして、ご案内するのが一番いい方法ではないかなと思っております。その意識を、やっぱり職員一人ひとりが高めていくことが必要ではないかなと思っていきますので、いろいろな形でそれを周知徹底していくやり方があると思います。例えば、研修の中でそういった体験をしてみるというのも1つの取り組みではないかなというふうに考えたりもしますので、今後そういったことも含めて、可能な限りスムーズに目的地の所属まで案内できるような、意識が徹底できるような取り組みが進められるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、ありがとうございます。

私はそういう失礼な対応をされたことはありませんので、本当に一生懸命職員の方が取り組んでおられることをよく承知しております。

次のA I - F A Qボットについてですけど、いわゆるチャットボットは24時間対応可能で、いつでもどこでも会話するだけで求める回答が手に入るという仕組みになっています。チャボットともいいますが、チャットとロボットをくっつけてチャボット。今後、この導入について検討されることはないか、お尋ねをします。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の4点目のチャットボット導入についてのご質問にお答えいたします。

チャットボットにつきましては、現在導入の予定はございませんが、市民サービスの向上や職員の業務効率化を図るための有用なツールであるという認識はしております。今後、導入につきましては、チャットボットを含めた他の類似ツールとの比較検討や導入、運用コスト等の費用面を総合的に勘案の上、最適なツール導入の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） このA I のロボットを使っていますので、例えばホームページの最初の画面にチャットボットのQRコードみたいな、そういうのを載せて、そこで入って

いくと、24時間体制で会話できるというか、問い合わせができる。それは、例えば繰り返していくとだんだん深まっていく、使えば使うほどこのAIのロボットが賢くなっていくというそういうものでありますので、どうか24時間、土日祝日も使えるわけですので、導入されている自治体は非常に好評を博しているというふうにも聞いております。ですから、電話ですとなかなか業務していますので、職員の方々が業務して、電話を取ることで、その業務が一時停止されますので、電話というのはあくまでも緊急性を持っていますので、できたらチャットボット、そういう今もチャットでいろいろ問い合わせする企業とか多いんですけども、市役所内でもそういうチャットで問い合わせが可能になれば、非常に業務もスムーズにできるのではないかと思いますので、ぜひご検討をしていただきたいと思いますので、もう一度、その意気込みじゃないですけど、今後どのように進められるか、お聞きします。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、私のほうからチャットボットを含めた類似のツールということでお答えさせてもうたところではございますが、本市におきましては、現在、滋賀県とあと県内14市町でスマート自治体滋賀モデル研究会という団体を組織しまして、行政手続、今、チャットボットとおっしゃいましたけども、それに代わる、画面の質問に答えていくことで必要な手続が分かるような仕組みの開発でありますとか、あるいは先ほどの押印廃止にも絡んでくるんですけども、電子申請、直接来庁いただかなくてもできる手続の推進に向けて、研究会を立ち上げて、今、検討を進めているところでございます。

そこでは、今年度、県内の一定の市で実証実験に現在取り組んでいただいているところでございますので、そういった結果等を踏まえて、次年度以降、本格的な導入検討について、またより一層進めて取り組んでいけたらというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、ありがとうございます。

対面でのそういう対応が非常に難しくなっている、今、こういうコロナで。そういうデジタルで対応していかなければならないというのは多くなってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、コロナ禍で自宅で仕事をするテレワークについて本市では導入されているのか。されていたら、どれだけの人数かを伺います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 津村議員の5点目のテレワークの導入の可否についての質問にお答えいたします。

本市では、テレワークにつきましては、公務の特殊性や個人情報観点から、自宅においては職場と同じレベルの取扱いがなかなか困難ではないかというふうに現在では考えておりますので、本格的な導入ということはいたしておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、分かりました。テレワークでなくても、時差出勤とかということはありませんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃっていただいておりますとおり、コロナが広がりかけたときに、通勤についての密を避けるという意味で、本市では時差出勤の制度については、現在取り組みをさせていただいております。現状では10名の方が今でもご利用いただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、分かりました。ありがとうございます。

最後のコミュニティバスの乗車や対応について伺います。

バス停で待っていたら、通り過ぎていってしまったとか、電話で目的地等の問い合わせをしたら、対応された方から「私は野洲に住んでないので分かりません」との苦情が寄せられました。このようなことは、市は把握されて対処されているのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 市民部でございます。

6点目のコミュニティバスの乗車や対応についてのご質問にお答えします。

まずは、大変不快な思いをされた市民の方に深くおわび申し上げます。

最初に、バス停で待っていたら通り過ぎた件でございますが、当然、このバスの運転手

の不注意によるものだと思っております。普段からバスの運転手には、ちゃんと注意してくださいということはよく指導しているつもりなんですけれども、このようなことがあるようでしたら、再度、重ねて注意をさせていただいたところがございますが、その中でちょっと、実際に運行会社を経由してお話を聞かせていただきますと、1件お話をいただいたケースを申し上げますと、バス停に自転車に乗った子どもさんが複数待っておられて、お話をされていたと。運転手はこれは多分単に子どもたちが自転車に乗っているから、ただ話しているだけだろうなというので、通過はしたケースがありました。後で保護者の方からお叱りのお話をいただきまして、そこはおわび申し上げたところがございます。その辺りも、違うかなと思ったとしてもできるだけ止まるようには再度バスの運行会社には指示をしたところがございます。

そして、次のケースでございまして、電話での目的地の問い合わせのケースではございますけれども、所管している協働推進課やコミバスの運行管理室。運行管理室でも来客とか会議のあるときは一定電話が鳴ったときは滋賀バスの本社に転送されますので、そちらのほうにも確認をしましたら、このような事例は一応確認はできませんでした。ただし、そのお話の中で、目的地というか、個人さんの家の住所とか会社の住所、会社でも一定大きな、皆さんが知っているような会社でしたら当然ご案内はさせていただけるところなんですけれども、やっぱり一般的ではない会社さんの名前、個人さんもちろんプライバシーの問題がありますので、どこどこあるとかいうのは当然申し上げられませんので、そのようなときに何件か電話がありまして、そこはちょっとコミバスに関することしかお答えできませんというふうに回答したケースがございます。

いずれにしましても、お話いただいた件につきましては、内容を真摯に受け止めまして、今後の行政サービスの向上の糧にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 先日、私もこのコミバスを利用させていただきました。自宅の近くからのバス停から乗りました。非常にフレンドリーな運転手さんで、非常に好印象を持ったんですけども、バスを利用される、またバス利用される利用者の方に運転者が、あまりしゃべるのもよくはないんですけども、ただご乗車ありがとうございますであったり、降りられるときには、ご乗車ありがとうございますとか、そういう一言は、やっぱり私は必要ではないかなというふうに思いますので、また滋賀バスさんのほうに、またそのよ

うな、そういう礼儀というか、ご乗車いただいているからバスの運行が成り立っているわけですから、そのことは、やっぱり運転手さんも自覚が必要だと思いますので、ぜひともそういう対応をお願いしたいと思います。

以上で、この件は終わります。

最後は4点目の終末期に備えての周知啓発についてお伺いいたします。

終末期の看取りは病院や施設で死を迎える方が圧倒的に多く、自宅での看取りは少ない状態にあります。半数以上の方々は自宅で死を迎えることを希望されているにもかかわらず、実際には希望がかなっていないのは、国際制度比較調査によれば、7人から8人に1人という状況にあります。

2018年に厚生労働省が行った人生の最終段階における医療に関する意識調査では、「人生の最終段階における医療について家族と話し合ったことがない」という回答が約56%でした。近年、「終活」という言葉も一般的になり、自分の死について考えたり、エンディングノートを残す人が増えております。また、国立がん研究センター医療支援部の加藤雅志部長は、「人生の最終段階で何を大切にするのかといったことを本人が家族や医療者と話し合っていた割合が3割から4割程度にとどまっていた、また抑うつ症状がある遺族が2割に上った」という報告があります。

本市には地域支え合い命のバトン配布事業であります。対象者は65歳以上の高齢者世帯、心身に障がいのある者のみの世帯、市長が必要と認める世帯とあります。

そこでお尋ねいたします。この命のバトンを一人暮らしや希望する方に配布することはできないか、伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の大きな4問目、終末期に備えての周知啓発についての1点目のご質問、命のバトンの配布についてお答えを申し上げます。

ご質問にもありますとおり、野洲市地域支え合い命のバトン配布事業実施要綱におきましては、対象者を市内に居住する65歳以上の高齢者世帯、それから心身に障がいのある者のみの世帯のほかに市長が必要と認める世帯という規定を設けておりまして、配布希望者に対しましては、必要に応じて柔軟な対応をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 私ごとで非常に恐縮なんですけども、7年前に53歳で妻を亡く

して、まあまあ、一人暮らしをしておるんですけど、ちょうど亡くなる、息を引き取る4か月間、もう会話ができなくなりまして、本当は家に連れて帰ってきて、最期を迎えたほうがいいのか、いまだにまだ答えが見つかってないんですけども、また私の父親が、鹿児島の方なんですけども、いてまして、ちょうど、やっぱり7年前から脳梗塞で、会話ができない状態が7年間、今はまだ特養で過ごしているんですけども、果たして、これは父親は喜んでいるというか、苦しんでいるというか、全然分かりません。計り知れないんですけども、ただ延命措置とか、そういうことをもう医者さんから、どうしますかということで、もういいですというふうに私たち家族で判断したんですけども、でも本人はどう思っているのかなというふうに、これはもう分かりません。ある哲学者が太陽と死は直視できないというふうに言われました。でも、私はこの死というのを見つめないとよく生きることにはできないというふうに思います。私も当然、私たち、当然生きてきた以上必ず100%死を迎えます。でも、これは自然であり、どこで死を迎えるかというのは、自分が、やっぱり決めて、それを、願いをかなえたいというか、こう思うんです。

この終末期をどこで迎えるか、自宅、病院、施設など、こういう命のバトンに、できたら僕は最低、エンディングノート、これはたくさんの項目あって、なかなか中身は書きたくないという方もいらっしゃると思います。もう嫌な思い出ばかりやから、もういいですという方も、私も、今、そういう施設で働かせてもらったり、介護、入浴介助をしたりする利用者さんとよく会話をするんですけども、最後のお願いというか、そういう、どこで死にたいかというのは、これは、やっぱり本人の希望というのを僕は最大限にかなえてあげたいと思うんですよ。ところが、やっぱり家族がもうちょっとでも生きてもらわなあかんということで、救急車を呼んで、病院で亡くなるケースが多いんですね。

ですから、その辺を、この命のバトンは、やっぱりそれ、お一人暮らしに私はぜひ希望があれば配布していただきたいと思うんですけども、そういうことを、このバトンに追記できないかを伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の2つ目のご質問、終末期をどこで迎えるかななどの情報を命のバトンに追記できないかというご質問にお答えをいたします。

命のバトンに封入をさせていただいております救急情報シートには、緊急時にこのシートを見る人に伝えたいことというのを書く欄が設けてございます。こちらの欄をご活用いただくことによって、対応が十分可能かなというふうに考えております。ただ、この命の

バトンの目的は、緊急時において自身の救急医療情報等を救急隊員にお知らせすることを第一の目的としておりますので、津村議員の意図される所とは必ずしも合致しないような気もしております。

このことから、議員のご質問の主旨である終末期に対する心構えなどの意思表示につきましては、先ほど、エンディングはなかなか細かくて書きたくないという方もいらっしゃるというふうにおっしゃいましたけれども、エンディングノートもいろんな種類がございますし、必ずしも全部埋める必要はないのかなというふうにも思いますので、エンディングノートの作成などの方法によることのほうが望ましいのではないかなというふうにはちょっと感じてはおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、ありがとうございます。

確かにちょっと命のバトンを利用するというのも、私もそれは100%いいとは思っておりません。

最後の質問になりますけれども、人生会議とまでは言いませんけど、延命治療など、家族で話し合いを積極的に啓発周知できるように、広報などでお知らせすることを願いたいんですけども、やっぱり最低限、さっきも言いましたけれども、どこで最期を迎えるか、延命治療、あとよくというか、免許証の裏に「臓器提供されますか」という項目があります。私もつけております。そういうことを最小限、最期のときに、もちろん家族にも伝えますけれども、家族がもう近くにいない場合とか、またもう家族がいないとかという方には成年後見人制度を使ってとか、いろいろあると思うんですけども、最低限、その方のご本人の希望がかなえられるようなそういう、家族がいらっしゃいましたら家族で話し合いをするとか、そういう最期の終末についてのそういう広報というか、もっと話し合いしてくださいねと。

私も7年前に亡くした妻がどうやったんやろうと、いまだに、だから本心が聞けていないので、後悔というか、どうやったんやろうなというふうに思いますので。ですから、いや、もしかしたら、もっとちゃんと私のことを聞いておいてほしかったなど、もしかしたら思っているかもわかりません。そんなことは分かりませんが、そういうことをもっと真摯に何か受け止めて話し合いしてくださいねというような、そういうことをちょっと周知啓発できるようなことは今後できませんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の3点目、延命治療等に関する家庭内での話し合いの啓発周知についてのご質問にお答えいたします。

私ごとになりますけど、私も最近、母を病院で亡くしました。今回、結果として病院以外の選択肢はなかったんですけども、実際のところ、母はどんな最期を自分で想像していたのかなというのは気にはなりましたし、そういう意味で、生前もっといろんな話し合いをしておいたらよかったなというふうに感じているのは事実です。

そういった意味におきまして、終末期への心構えや延命治療に関する家族内での話し合いというのは非常に大切なことだというふうには考えてはいますけれども、一方で、こういった話し合いというのは、個々のご家庭の事情に左右されるところも非常に大きゅうございます。ご家庭によってはなかなか切り出しにくい事柄の場合も想定される場所です。また、状況によっては、ご家族やご本人の希望に沿えない事態も想定されることなどから、これを行政が関与して啓発周知をするということは、一定プラスの効果があるという前提での恐らく啓発になってくると思いますので、そこには、ある意味、責任が生じてまいります。そう考えますと、やはり啓発周知を図るべきかどうかということにつきましては、慎重に判断する必要があるのかなというふうにも感じております。

こうしましたことから、まずは、やはり先ほど触れましたエンディングノートの作成等をきっかけにして、各ご家庭でまずできることから取り組んでいただければなというふうには考えております。

なお、エンディングノートの作成や相続問題につきましては、市役所でも相談をお受けすることができますので、相談を希望される方もまた最近、徐々にではありますけど、増加をしているというふうにお聞きをしております。また、ご希望の方があれば、市役所への相談というのもご案内をいただければというふうには考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） はい、ありがとうございます。

部長のお母様が亡くなられて、ご冥福をお祈りいたします。

本当にこうして生きていても、今日話していたことが、じゃ明日はまた変化するというか、いや、ごめん、昨日と違うねんとか、こうなってしまうケースも多々あります。そういう病状の変化もありますから。ただ、話し合うということに私は意義があるのではない

かなというふうに思いますので、どうか悔いを残さないようなそういう人生を飾っていた
だきたいと願いを込めまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第11号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

質問させていただきます。1つ目、コミュニティバスの発展に向けて、質問させていた
だきます。

最初に、コミュニティバス、おのりやすの事業目的を改めてお伝えください。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 長谷川議員からの1点目のコミュニティバスの事業目的につ
いてのご質問にお答えいたします。

当市のコミュニティバスは、道路運送法第78条2項に定める自家用有償旅客運送にて
行われております。これにより、公共交通空白地域において、買物や通院といった日常生
活における交通弱者の移動手段を確保することが目的でございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 交通弱者のために地域の交通の抜けていっているところを補っ
ていくためにあるものだというふうにお答えいただきました。そうであれば、日曜、祝日
の運行について聞いていきます。そもそもおのりやすは、先ほど、部長のほうがおっしゃ
られたとおり、地域の市民、年配者の交通手段の確保などを目的として運行されておしま
す。そうであれば、野洲市の施設であります図書館や野洲市健康スポーツセンター、サン
ネス利用での想定もされるべきだと思います。しかしながら、日曜、祝日は運行されてい
ないのが現状であります。図書館は月曜日が休館となっております、サンネスは火曜日
が休館となっております。土日が休館ということではないんですね。ですので、土日に
行きたい人というのは一定いるんじゃないのかというふうに想像されるわけです。私も土日
に図書館を利用しますから、そういうふうに思うわけですね。

通常の買物、知人と会うことも、会社が、あるいは仕事が休みである祝日に期待されま
す。それは何を言っているかということ、年配の方がもう退職されていて、仕事がないとし
ても、その子どもに会いに行くだとか、そういうときは、若い人に会いに行くとき、サー
ビス業は除きますけども、会社や仕事が休みであるというのは日祝であるということなん

です。ですので、日祝の運行というのがあったらいいなと思う方々は多いんじゃないかと思います。市民のそういった期待について、どう考えておられますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 次に、2点目の日曜日、祝日の運行についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、日曜日、祝日を含めて運行した場合の経費を申し上げますと、前年度の実績ベースで試算したところ、現行の293日の運行に対して、さらに73日の運行日数を増加させることになります。それを単純に費用で割り戻したところ、運行委託料及び燃料費だけでおよそ1,350万増加します。

コミュニティバスの運行は、これまで平成22年度に平日4路線の運行に、土曜日の運行を追加、平成24年度中央循環の1路線を増加、そして平成31年4月から2路線を増やして7路線へ拡充し、順次利便性を高めているところでございます。ただし、令和元年の収支においても運行委託料や車両リース料など、必要経費が約6,500万に対し、料金や県補助の収入は約800万と、差引き5,700万円が一般財源から持ち出しとなっております。そのため、限られた行政資源により持続可能な公共交通を維持するために利用が多くないと見込まれる日曜や祝日を運休し、平日と土曜日の運行にしておるところでございます。

特に病院、通院は目的の1つでございますが、通院につきましては、日曜日は当然お休みということ、買物につきましても、日曜日はやっておられるんですが、通常、月曜日から土曜日までで対応できるという考え方で費用対効果を考慮しまして、日曜や祝日の拡充については考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 運行費用のほうがかかってくる、これは回答として想定しておりました。確かに費用がかかってくるわけです。5,700万円に対して1,350万円ほど上がるということであれば、25%の増加ということになります。これは市民の期待に対する費用としては妥当な線かなという気もするんですね。1,350と単に聞くと、それは確かに大きな数字なんですけども、既に5,700万円を払っている中で利便性が上がることで期待される効果としては、有効性が高いのではないかなと思います、聞かせていただきました。

担当課としては、運行について検討していくことは難しいとの回答だと思うんです。将来、これからどんどん年配の方が増えてきたり、そういう自動車のような乗り物に乗れなくなっていく人口が増えていく中で、市長の見解を聞きたいと思います。お願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 長谷川議員の5点目のご質問、市長の見解については、先ほどの部長答弁のとおり、コミュニティバス運営における費用対効果を鑑みて、現行のとおりとしますが、今後の状況は確認していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 注視していただいているということで、見ていただきたいんです。今は確かに利用者が少ないのが現状かと思っておりますので、今すぐにとというのは難しいというのは一定理解できます。しかしながら、これから増えていくという現実があるのかと思っております。注視していかれますよう、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

空席問題について。今も述べましたとおり、日中、空席が目立つバスを運行するという状況が見えております。以前にもその問題を取り上げました。本職は、市が行う施設、サービスの利用率が低い場合、それは問題と考えています。それは料金を徴収して、採算を取っていかうなどという考え方よりも、よっぽど問題でして、市が行う施設、サービスには税金を使っているのですから、利用率が高い状態、市民にサービスを行っている状態ということが非常に重要だと考えております。利用率が低い施設について、市長の見解、どのようになっておりますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目の利用率の低い施設についてのご質問にお答えいたします。

市が管理する公共施設については、平成31年3月に策定した野洲市公共施設のあり方では、公共施設総合管理計画の考え方を踏まえ、今ある公共施設を有効的に活用するという視点に基づき、次の3つを基本的な考え方としております。1つ、市民サービスの在り方を見据えた施設再編、2つ、施設の安全性の確保、3つ、施設の長寿命化を図ることによるライフサイクルコストの縮減と平準化でございます。

これら基本的な考え方の下、公共施設の適正配置を進めていきたいと考えております。ただし、特に施設の再編については、再編に当たっては施設の廃止ありきで進めるのでは

なく、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、設置目的に合った利用がされているか、利用者数が減少していないかなどの十分な吟味を行い、事業、サービスの廃止や集約、複合化の判断をし、その上で老朽化など、建物の状況の評価を行い、総合的な視点から公共施設の再編を行っていくこととしています。

そういった中で公共施設のアクセスの確保を行うとともに、民間施設などにおいても利用者の動向に配慮し、コミュニティバスの路線を定め、効果的、効率的な運行を行いたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、市長のお答えいただいた内容というのは、施設長寿命化とか利用者数の低いところに関する統廃合のことが中心だったと思うんですね、前半。後に、コミュニティバスのことについて触れていただきましたけども、少しお伝えしておきたいことは、施設を大事に使っていく、長寿命化していくことはもちろん大事なんですけども、利用者数が少ないときに統廃合を考える前に、市民が利用できる環境、利用しやすい環境、市民にこういうサービスがあるんだというふうに情報を提供すること、そういうことをまずはやっていかないと、利用者がいないんだからサービスをやめていきましょう、統廃合していきましょうというのではいけないと思うんですよ。そこは配慮いただきたいと思えます。

バスの話に戻ります。本職としましては、空席が目立つ便に対する無料利用券の発行などを提案してきました。それに対して、対策、話し合い、進捗などがありましたら、教えてください。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 7点目のコミュニティバスにおける無料券などの配布についてのご質問にお答えさせていただきます。

前回と同様の回答となりますが、コミュニティバスは、市民にとって買物や通院等の必要性があるから運行するものでございます。乗車率が低いということはその必要性が低いことを意味しております。そこにあえて需要を喚起することは考えておりません。

ただし、前回の定例会にてご提案いただきました乗継制度の見直しを令和3年度に向けて検討しております。内容といたしましては、乗継場所を買物施設か図書館等を追加すること、それと乗継時間でございます。今はどうしても7コースでございますので、上手にい

かないところもあるんですが、50分の待ち時間を5分でも10分でも短くできるように、今、一生懸命、時刻表を考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次の項目、乗換問題のほうで取り扱うことになろう回答も少しいただきました。

ちょっと話を戻したいと思います。今聞いているのは、空席の目立つ便に対する対策なんですけども、当初の目的から考えると、確かに空席の目立つ便を埋めていけば、それが当初の目的を達成するという事ではないという考えは一定分かるんです。一定分かるんですけども、コミュニティバスここにありということなんです。バスを使っていただくというきっかけにでもなればいいし、使っていく人が、使うということ、車をやめてバスを使っていくんだということに目を向けてくれる人が出ることもまた必要だと思うんです。というのは、いや、三上の地域のバスを中心に私は見ているんですけども、あまりにも利用者が少ない。そこなんです。提案しているんですね。ですので、あと、これ、誤解がないようにお伝えしたいのは、無料券を発行したらいいと言っているわけではなくて、無料券を発行するのは空席の目立つ便に限定するという事なんです。コースのことを言っているわけじゃなくて、便ですね。1便、2便、3便、4便とあって、1便とか最終便に関しては、駅とのアクセスから考えて、利用者が多いわけですよ。だから、中便ですね。日中12時前後になってくる便に関して、そういう便に関して無料券というのを発行して、利用喚起とかCO₂の削減とかに目を向けていくのも1つありなんじゃないかと思うわけです。

継続的なルールとして市民との約束、その割引券を出しますよという条例なんかの制定なんかやってしまうと、また今度取り消すとか、難しいことが出てくると思うんですけども、一度そういうことをテストサービスとしてやってみるということは検討できないものでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） まず、バスの空席についてでございますが、定時路線の運行が利用者の安心につながるものとして、現在の運行形態を採用しておりますが、当然、時間帯により利用数の増減がありますので、空席が目立つ便もあるかと思っております。当市におきましては、現状の利用形態、要望に合わせて運行内容の見直しを図っておりますが、特

に三上コースの場合はもともと1つのコースを2つに分けたことがありますので、当然、今までの便で一定量おられたお客様が2つに分かれたことによって分散されるという部分は当然ございます。

ただ、三上コースの緑のある中型バスはもうそろそろ耐用年数が来ておりますので、小型化を図る予定になっておりますので、ちょっとその空席の部分は解消されるのではないかと考えております。

それと、無料券についての再度のご提案をいただいたところでございます。まずは、私たちは利用される市民の方の利便性を第一に考えているところでございます。そこで、前回議員からご提案いただきました乗継制度の改善によって、その部分は利便性を確保したいと考えておりますので、無料配布については考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市民部長の見解のほうはそうなっているということを理解いたしました。

市長の見解のほうをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 9点目のご質問、市長の見解については、先ほどの部長答弁のとおり、コミュニティバス事業の本来の目的に沿って運行していきたいと考えております。その中で、例えば乗継制度等において、より良い運行方法を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 通告でしております乗換問題、次に行きたいと思うんですけども、通告しておりますので、部長のほうは、先ほどからちょっと飛ばしで回答のほういただいている部分はあります。聞いていきたいと思えます。

乗換問題ですね。野洲市スポーツセンター、サンネスにバスで行く時間の問題を上げました、前の一般質問でですね。乗換を伴う場合、本数が一通りしかない問題、乗換の待ち時間が非常に長い問題にもかかわらず、乗換場所が時間を潰す場所として不適當な問題があるということを指摘しました。今ご回答いただきましたが、この乗換問題のテーマになりましたので、改めて、解決に向け、進捗があったかということでご回答のほうをお願い

します。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません。先に申し上げて申し訳ございませんでした。

もう一度申し上げますと、令和3年度に向けて、乗継場所の増加、それと5分でも10分でも乗継時間を短くするような時刻表の再編成を考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 前向きな進捗のほう、ありがとうございます。今後も、その点に注視した改編など、よろしく願いいたします。

乗換による不公平が問題として挙げられていました。不公平とは、乗換箇所も目的地として用事をして、この問題は先ほど回答いただけたとおり、解決することなんですけれども、前市長、乗換場所を目的地として用事をした後、乗換後、最終目的地でも用事をする、それは利用地ごとに1回料金を払っている人に対して不公平だというものを、私は利便性が悪くなってしまふ便数に対して、それぐらいは許容してもよいのではないかという立場なんですけれども、今ご回答いただきましたところによると、乗換箇所をそういう待てる場所に変えていくことも一定考えていただけることだと思ふんです。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 乗継場所は現在5か所あるところをもう何か所か増やす予定はしておりますが、全地域でということは考えておりません。利用について申し上げますと、前にもご説明させていただいたとおり、いろんなケースもちろんあるのですけれども、それもあります、運転手の負担が重くなるということ、通常の安全な路線の運行に加え、運賃の確認、回数券の販売等の様々な対応を今、運転手のほうでワンマンでございますので、させていただいておりますので、一定の場所以上で乗継利用券を発行することは運転手の負担が重くなります。これは運転手の問題と言われれば、それまでかもしれませんが、先ほどの議員のご質問があったとおり、見落としとかそういうなんもありますので、そこはあまり一定の負担はかけたくない、高齢者の運転手が非常に多いということから、一定の場所の拡大については検討しておりますが、全場所ということは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 一定、しようがないところもあると思います。それにしても、乗換で待ちやすい場所、それを選択していけるようになるだろうというお答え、前向きな回答だと思います。よろしく願いいたします。

それに加えて、さておき、乗換を利用した不正と言い切れない不公平がある使い方をされるケースというのが見受けられます。それら、この乗換問題も含めてなんですけども、大きく解決できる乗換問題の解決方法のアイデアが思いつきましたので、ここで提案して、ご意見を聞きたいと思います。

目的地の往復相当額として1日券400円というものを提案いたします。それは1日券400円以下でもいいんですけども、ここで400円と定義しているのは、行き200円、帰り200円と同じ値段だよと言いたいわけですね。これに伴い、従来の乗換方法を廃止する。1日券の購入は乗車精算時に申し出てOKですよと。1日券は発行日限り有効とし、乗ったその人しか使えないものとする。この1日券を導入することで、メリットが表れます。

運用のイメージとしては難しくはなくて、運転手は発行年月日をあらかじめ書かれたもの、これはあらかじめ乗車前に何枚か作っておけば、運行上の危険はないと思いますね。書いておいたものを渡します。ここで料金を先精算するといいと思うんです。受け取ったら、受け取った人が乗っている最中に直ちにフルネーム書くと。降りるときには常に身分証とともに提示して、運転手に確認してもらえばいいと思っています。

これをすると、この議論で上がっていた問題のほとんどが解決できると思うんです。今、乗換はどここのバス停で行ってもいいというわけではないとおっしゃったんですけども、この方法を使えば、乗換がどここのバス停で行われても、先ほど言われた運転手の負担というものがないわけですね。2か所以上の用事を行ったとしても、先ほど言った不公平感も表れません。それはそういうものが最初からあると市民に提示されているからです。乗換を利用した不正と言い切れない不公平感がある使い方、これは今、この議場で申し上げると、ネット中継などに横行してもいけませんので、ちょっと議員の方々には資料中で見えていると思うんですけども、そういうものもなくなります。乗換券の発券の手間が半減します。これはちょっとややこしいんですけども、乗換発券がなくなるんですね。だから、具体的な手続の回数を考えていただくと分かると思うんです。帰りの精算もなくなるし、乗換券の発券もなくなるしということが、トータルで運転手の発券する作業を考えれば、半減、それ以下になるはずなんです。

事前通告していましたので、お聞きします。この手法の有効性が高いと本職は考えていますが、担当課として有効性の見解をお聞きします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません。答弁をする前に少しおわび申し上げます。先ほど津村議員の名前を間違えました。申し訳ございませんでした。

それでは、13点目の1日券制度の導入についてのご質問にお答えいたします。

長谷川議員のご提案内容は、今後、その有効性について内部で検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 検討していただけるということで、ありがとうございます。野洲市民のためにアイデアが生かされればと思います。

市長のここまでの見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 14点目のご質問、市長の見解については、先ほどの部長答弁のとおり、今後、有効性について検討をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長のほうからも検討いただけるという力強いお言葉、ありがとうございます。

次です。バス停名について、疑問が以前からずっと頭をくすぶっております。それについて聞きたいと思っております。小篠原中央というバス停名なんですね。私が最初聞いたとき一体どこなんだと思いました。分かりにくいんです。これ、実はアルプラザ前のことを指しているんです。その名前、アルプラザ前がいいと思うわけなんですけども、本職のほうは。なぜこのような分かりにくい名前にそもそも経緯としてなってしまったんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 15点目のバス停名の質問についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、アルプラザ前を小篠原中央に変更した経緯といたしましては、民間の施設よりも一般的な名称に変更したほうがいいということで、協働推進課内部で協議、検討しまして、

名称につきましては、小篠原地区の中央ではないかということで名称を採用したわけでございます。

それにつきましては、野洲市地域公共交通会議でご承認いただきまして、野洲市自治連合会役員会、野洲市自治連合会総会、これは書面決議ですが、にて報告をさせていただき、併せて、令和2年5月19日の議会全員協議会で報告させていただいたところでございます。これらの中で特にこの件についてはご意見をいただいております。

しかし、改正後に、市民及び関係自治会からの問い合わせや名称変更の要望をいただいておりますので、次年度において関係機関と相談の上、地域に親しみのある名称に改めたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） その地域に親しみのある名称というのは、いわゆるアルプラザ前という形でもいいということ踏まえた検討になっていくと理解してよろしいでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） その可能性が高いと思っております。今はちょっと現時点では断言はしませんが、その可能性は高いと思っております。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 通告しておりますので、市長の意見も聞かせてください。よろしくをお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長の見解についてはということで、先ほどの部長答弁のとおり、地域に親しみのある名称に改めたいと考えております。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市民の分かりやすい名前に変えていくことも検討いただけたらとのこと、ありがとうございます。

コミバスの件、最後になります。三上コースについてです。三上コース、三上という名前がついていますね。御上神社前、8号線で通るんです。しかしながら、御上神社前のバス停はありません。なぜないのかということ、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 25点目の御上神社前バス停はなぜないのかのご質問にお答えさせていただきます。

野洲市コミュニティバスにつきましては、市内を循環し、公共交通空白地における交通手段の確保をするため、公共交通以外に頼るものがない高齢者や障がい者の方の通院や買物等の生活交通手段の提供や運転免許証や自家用車を持たない市民の生活交通手段の確保を目的としております。

現時点では、御上神社周辺におきましては、コンビニエンスストアがあるものの、大規模なスーパーマーケット等の商業施設や病院等もないことから、御上神社バス停前の新設は考えておりません。しかしながら、御上神社に隣接するコミュニティセンターみかみにはバス停が設置しておりますので、ご活用いただければと考えております。

または、このバス停の名称については、御上神社への利用者に分かりやすい内容にて今後検討する予定になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 僅かな距離なんですけども、御上神社前のほうに停車することによって、コンビニもあります。先ほど、部長がおっしゃられたとおり、買物も想定するというのであれば、やはり正面の側のコンビニのある側への停車というものも想定されていいと思うんですね。年配の方になってくればくるほど、その僅かな距離を歩くのがしんどいと思うんですよ。ですので、それも想定してはいかがかと思うんです。参拝者に関しては、裏から入ることになってしまうコミセン側からよりも、やはり正面から入れる、正面側にバス停があったほうがいいんじゃないかとも思うわけです。その点に関しては、いかがお考えでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 国道8号線沿いのコンビニにバス停を設置する場合、第1点にその土地の所有者、またはコンビニの経営者の方に確認を取らなければならない点が1点。

第2点といたしまして、そこで降りられた方が一旦守山側のほうに、ちょっと遠回りになりますが、横断歩道と信号を渡っていただいて来ていただくんですしたら、それはいいんですけれども、もし国道8号線を横切るようなことがあると、かえって危険性が増すとい

うことから、一度、議員さんからご質問いただいたときには検討したんですけれども、かえってそれは危険ではないかということで、今回見送らせていただいたと、そういう経緯でございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） そうですね。横断歩道があるから、一定安全かとは思いますが、その予測される危険のことを考えるとという部長の答弁のほうを一定理解いたします。地域からの要望、あと将来に向けては年配者の方が増えていくに当たって、正面のほうも欲しいという要望があれば考えていってほしいと思うんです。市長の見解をお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） コミュニティバスの発展に向けての最後のご質問になるかと思えます。市長の見解について、先ほどの部長答弁のとおり、利用される方については隣接するコミュニティセンターみかみにあるバス停を活用していただき、その名称については利用者に分かりやすい名称を今後検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今の質問、少し前後するんですけれども、観光資源である御上神社という点に関して、御上神社前の停車というのはどうお考えかということをお改めて部長、聞かせいただけますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） さっき、何度か申し上げましたとおり、野洲市としては公共交通空白地に対するバスとして運営しております。ですから、観光はまだこの時点では目的としておりません。ですので、結果として観光客の方が使われることは全く問題ないんですけれども、観光をメインにしているという考え方は現時点ではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 一番最初にお答えいただいたとおり、現予算では観光のことを考える予算取りにはなっていないわけです。しかしながら、観光も考えていく大事なことなくないかと思っております。地域からバスなどのアクセス道、アクセスする手段がなくなっていく中で、観光に対する乗り物も減っていくと思うんですね。そんな中で、コ

コミュニティバスというのは有効性が高いと思っています。それはなぜかという、地域の人が用事がある場合、町の中心部、駅方面に乗ることが多いはずなんです。それは朝、駅方面に乗って、帰りに駅から地域のほうに戻っていくと考えたとき、バスは観光者に対しては空いているはずなんですよ、逆なので。だから、野洲市の発展に向けて考えていくツールとして、ここの有効性のほうは検討していただきたいんです。その有効性を一緒に考えるとき、さっき出ていた予算、5,000万中1,000万ぐらいが余計にかかる、25%多くなるよということも、そこを踏まえれば、実現性も出てくるんじゃないかと思うので、今後検討のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

野洲市の道路行政について。道路整備は都市の基盤であり、行政が行う重要な仕事です。問題のある道路を放置すれば、事故が起きます。渋滞を放置すれば、それは市民の生産性の低下、余暇時間の減少、輸送に関しては輸送費の上昇、それは価格競争力の低下を意味します。食料の輸送として捉えれば、国民、市民の安価な食料提供の阻害になり得ます。道路は毎日利用するものです。車に乗る人だけのものではないんです。地域の道路をすっきりさせ、気持ちよく暮らせる町にすることもまた大切だと思います。

ところで、近江富士には、私の家の一本向こう側、県道に出る道路上の大山川沿いの道なんですけども、大雨が降った後、アスファルト上に深くて長い水たまりができます。この深くて長いというところは見ていただきたいところなんですけども、実際、自分自身は車で通ることが多くて、それをそれほど問題とは思っていなかったんですね。しかしながら、市議という立場にさせていただき、市民の声を聞いてみると、そこには、やはり問題というものがあります。よく考えてみれば問題なんです。中学生、小学生も通学でそこを通り、車が擦れ違くと水はねが起きます。そもそも深い水たまりですので、そこを走行するのが不快だという人も多いです。そもそも管理された道路では直されるのが普通だと考えています。

野洲市の市道であります。ですので、メンテナンスをしていくべきだと思います。担当課のほうに話を聞きますと、つまり予算のほうに限られているので、優先順位があると。私から見て、深い長い水たまりというのは相当ひどいんじゃないかと思うわけですけども、そんな状況でも、他が先なのだとわれれば、そういうこともあるのかと理解しておりました。

そんな中、今回、水道事業の関係で水道管の入替えに伴い、最終的には地域全体の道路

が張り替えられるということが起こると聞きました。ここで問題も同時に解決していくんだなと思って安心していましたが、その問題の道路は張り替えないということになっていました。その計画を見たとき、大変驚きました。ほとんど全ての近江富士の道路が張り替え対象となっているのに、深く長い水たまりがある部分が張り替えられないと。とても驚きました。そこには水道管がないから張り替えないということでした。水道も道路も野洲市が管理しています。であるにもかかわらず、地域のほとんどの地域が張り替えられるのに、大きな水たまりが直らないということを地域に住んでいる方に私は説明をしなければいけないことになってしまいました。立場がないわけです。衝撃的な出来事でした。

たまたまではないだろうと思ったんですね。つまり、水道管がその下になれば張り替えないということなので。ですので、ほかにも同様のケースがあるのではないかと思い、聞いてみました。すると、あるということですね。その点について、近江富士の水道管が市の中では地域全体の水道管を張り替える最初の件だということですので、近江富士団地の中の話になると思うんですけども、水道課と道路の担当課、みず事業所と都市建設部での話になると思うんです。都市建設部のほうで取りまとめて回答いただければと思うんですけども、水道工事に伴う同様のケースについて何%が張り替えから外れたのかを聞きます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 長谷川議員の野洲市の道路行政についての1点目のご質問にお答えをいたします。

今おっしゃっていただきましたように、ご質問は水道管更新事業に伴う道路の舗装復旧工の対象とならない箇所への舗装修繕に対するものというふうに理解をさせていただきました。私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ご自宅の近くの道路が非常に深い溝があって水がたまっているというような状況であるというふうなことで、メンテナンスが行き届いていないというところは申し訳なく思います。

今回の水道管の更新事業でございますが、今、議員おっしゃったように、地域全体で施工しているところというのは、今回の近江富士団地が最初というふうに聞いております。平成22年度より順次更新をされておまして、令和3年度、次年度で終了する予定ということでございます。

ご質問の復旧に伴う舗装修繕工事の割合でございますけれども、面積で申し上げますと、

現在までの水道管敷設替に伴います道路舗装修繕面積につきましては、3万6,753平米、全体の約47.55%となります。来年度に復旧を予定されている面積を加えますと、全体で4万5,153平米、率にいたしますと58.42%となります。残る41.58%は敷設替工事の対象ではないという割合でございます、その面積が3万2,142平米となります。

近江富士団地内の道路舗装修繕につきましては、水道管敷設替のために掘削した影響範囲の復旧を道路管理者でございます道路河川課が、「道路法承認工事審査要領」に基づきまして、事業責任者にて復旧していただいております。これは水道だけではなくて、下水道、またガス、それから雨水管等の掘削によります埋設物全てが対象でございます。

なお、工事を実施していない道路につきましては、復旧工事からすると外れたというふうにおっしゃるのか分からないですけれども、復旧工事の対象ではないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 町の中の全体の聞いたかったパーセントなんですけども、まず水道の張り替えがそもそもない部分があるということで、全体ではないというのは私ちょっと誤解していた部分なんです。恐らく地域としては近江富士の第5区、4区、3区などが該当していると思うんです。私が聞いたかったのは5区、4区、3区の中で、道路の張り替えがない部分のパーセンテージなんですけども、そこは分かりますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 申し訳ございません。通告でそこまで理解できておりませんので、数字はつかんでおりません。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） こちらにも実は別途資料がありまして、5%ぐらいじゃないのかなと思っていたんですけども、正確な数字が通告のそごで分からなかったというのはちょっと悲しいことなんですけども、5%という前提で話させていただきます。

分かってほしいことなんです。自宅のガレージを個人で造り直すとかってしたときに、95%を張り替えて、5%はみすぼらしい昔のままにしておくなどということは考えられるかということなんです。地域の95%を張り替えるのに5%を放置するというのはいかかなものかと思うんですけども、その点について、感情的なことだと思ひますけども、

どう考えか、お聞かせください。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 最初ちょっと95%と5%というのは何を指す数字なのかなというふうに思っておったんですけれども、ただいまご質問ですと、長谷川議員のお住まいの区ですか、そのエリアということでございますね。

○3番（長谷川崇朗君） はい。

○都市建設部長（三上忠宏君） はい、分かりました。すみません。

議員ご自宅の道路のところ、ここにつきまして、この舗装の対応でございますけれども、これは今年度、道路河川課が実施いたします道路性状調査の結果に基づきまして策定をいたします道路舗装修繕計画に基づいて、今後対応することとなります。

なお、修繕計画はこれから策定するということとなりますので、現時点で実施年度等、そういったところについては分からない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 水道のほうの事業によって、大型な道路のリプレースが行われるときに部分が残ってしまうという問題、それについてなんですよ。95%の部分直すのに5%部分をやらないというのはいかかなものかと思うんです。リプレースしていくんだから、同じ時期にメンテナンスされるべきだと思うんですよ。同時期にメンテナンスしていけないと、動機ずれが発生しますね。それはどうなのかなと思うんですけれども、見解はいかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 同時期にということのご質問でございますけれども、今回のみず事業所によります工事につきましては、水道管の敷設替によります掘削した後を復旧するものでございまして、道路河川課が所管いたします道路の傷みを修繕するものとはまた別のものでございます。議員がおっしゃるご自宅の近くの道につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後策定をいたします道路舗装修繕計画に基づき対応することになります。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） おっしゃっていることは分かるんです。私が言いたいのは、そ

ういうみず事業所のほうで大型の修繕がなされるときに同時にメンテナンスしていくような考え方にはならないのかということをお聞きしたいんです。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 基本的に両方の工事が同じ年度であるということであれば、そういったことも可能かとは存じますけれども、今申し上げましたように、そもそもは別の工事で、スケジュールも別で動いておりますので、そこを一緒にとというのは難しいのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 道路のリプレースに関する費用なので、面積ベースでもしかしたら料金が出ているのかもしれないんですけども、同時にやれば安くなるんじゃないのかなんとも思うんですけども、そういうことはないんですかね。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） おっしゃることは分からなくはないんですけど、道路修繕の優先順位を変えるということになりますので、なかなかそこは難しかろうと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長の見解をお聞かせください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 長谷川議員のご質問、市長の見解については、水道敷設替として実施している事業にて、対象外の範囲まで舗装修繕を要求することは、目的も違い、事業費も変わることから不可能であります。掘削範囲の影響部のみの部分補修と事業者責任にて舗装復旧していただいている都合上、対象範囲外まで要求することは過剰要求となり、好ましくないと考えられます。道路舗装修繕としては、道路舗装修繕計画に基づき、優先順位にて悪い箇所から実施することが市民の皆様に対して必要な事項と考えております。

回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 担当課ベースで考えたとき、そういう話になってくるのかと思うんですけども、そこはそれの市長と私、政治的な判断ができる立場で考えていただきました

い部分なんです。これが世に言う縦割り行政の弊害じゃないのかなと思うんです。そちら側の課の予算だからできない、こちら側の課の予算だからできるということではないと思うんですよ。タイミングが分かっている、両課ともその情報を入手しているのだから、タイミングを合わせればいいんです。例えば、課同士で委託するなどの方法も考えられると思うんですけれども、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 正確な工事内容については、都市建設部長から申し上げていただきますけれども、基本的に水道管の敷設工事といいますと、やはり深く掘り下げて、管の入れ替えをする、その上にまた埋め戻しをしていく、だからすぐに舗装ができるものではなく、ある程度転圧をしてやっていくと私は認識しているんですけれども、その作業工程が違うということで、発注する業者も変わってくるのではないかというふうに思っております。専門的には都市建設部長のほうから説明させます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほど、いろいろご答弁申し上げましたけれども、復旧工事等、それから道路の舗装工事が同じ年度で計画されておりましたら、議員おっしゃるように一緒にするというのも、連携を図るということも可能かとは思いますが、一方で道路の修繕工事につきましては、一定、優先順位というのは、やっぱり道路状況によりましてございます。議員おっしゃるようにほかの地域の方からも、やっぱり同様のお声を頂戴しておりますので、全ては一度に対応させていただければいいんですけれども、なかなか、やっぱりそういうわけにはいきません。これは順次対応させていただくということになりますので、その順序というところにつきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次、行きます。

渋滞道路についてお伺いします。

以前に、御上神社前から南櫻の方面2キロにわたる渋滞について問いました。国、県への要望は優先してやるべきことがあるのだから、その渋滞に対しては、そちらが先だということをご回答いただきましたが、やはり渋滞のことを回復させていくという意味では納得ができていない状態です。交差点がボトルネックとなっていることは明らかです。です

ので、そのボトルネックを改善するということが野洲市としてしっかり分析して捉え、解決案を踏まえ、要望していくことが重要だと思います。毎回、言いますけども、県道、国道は野洲市の管理、所管のものではない、だからといって、地域の道路に関して放置していいものでもないと思います。現状を分析し、関係各所に働きかけるのも野洲市の仕事だと思います。担当課の見解をお願いします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、御上神社交差点のところの渋滞のご質問でございます。

以前も議会のほうでご質問をいただいております。答弁のほうをさせていただいておと思いますが、この交差点につきましては、国道8号と県道、野洲甲西線、それから小島野洲線との交差点でございます。同じ方面をつなぐ重要な幹線道路ということで、おっしゃるように朝夕、利用の状況が多く、非常に渋滞しているというふうな状況でございますが、この渋滞につきましては、現在の国道8号の渋滞、国道8号が流れないことによりまして、県道側の車両が流れ切らないことが原因であるというふうに考えております。

この渋滞に関するご質問、先ほど申し上げましたように、今年の11月議会でもお答えしましたとおり、現在、国で進めていただいております国道8号野洲栗東バイパスの開通によりまして、大きく緩和するというふうに見込んでおります。議員がおっしゃる、車線数の拡充等につきましては、1つの案というふうには思いますが、これにつきましても、当然、用地買収ですとか事業計画、また事業費の確保など、多くの課題がありますし、時間もかかるということがあります。

やはり、大きな視点で見ますと、国道8号野洲栗東バイパスの一日も早い供用開始が広い範囲でいろんな箇所の渋滞緩和につながっていくというふうに思われますから、本市といたしましては、やはり国道8号野洲栗東バイパスの一日も早い供用開始に向けた取り組みを進めていくことが一番であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 担当課として、この渋滞箇所に関して注視していただけているということは間違いはないということによろしいですか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ここにも渋滞が発生して課題があるということから、現

在の国道8号野洲栗東バイパスの整備促進に向けまして、市も国と連携して、一生懸命頑張らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 新しく市長替わられました。新市長として、今後のこの渋滞に関する道路、見解を問います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長の見解ということですが、先ほど都市建設部長がお答えしましたように、まず現在進められている国道8号野洲栗東バイパス事業の早期完成に取り組むべきと考えております。国道8号野洲栗東バイパス完成により、県道の渋滞は緩和されると見込んでおりますので、完成後の道路交通状況を見極めた上で判断するものと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次、行きます。

危険な道路の拡幅について。山出地先のカーブが非常に危険です。ここでの過去の事故について問います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 12点目の山出地先のカーブの過去の事故についてのご質問にお答えいたします。

市道東林寺山出線における三上交差点近くのカーブでの事故件数につきましては、所管されている守山警察署に問い合わせをしましたところ、過去5年間にわたり、人身事故は発生していないとの回答を得ております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 守山警察署のほうのデータでは人身事故等ないとのことなんですけども、自動車同士の接触などは、私、いろんな人から聞いているんです。今の話は人身事故とのことなんですけども、接触等はデータはないでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 対物の場合で報告を受けている件数を申し上げます。警察の

統計の仕方は1月1日から12月でございます。それで申し上げますと、平成28年がゼロ、平成29年が2件、平成30年が1件、令和元年が1件、令和2年が11月末までで1件でございます。ただし、これは警察へ届出があったものでございまして、民民で処理された場合は警察でも把握しかねます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） やはり、例は警察のほうにもあるということで、データを得ていますね。やはり、ここは危険なんだと思います。また、人身事故に発展していないだけであって、接触は起こっているというのが現状だと思います。ここのカーブについてなんですけども、何度か担当課のほうとお話をさせていただいていまして、聞けば、測ると、その前後の幅とカーブのところの幅は同じだということなんです。測って同じならいいわけではないと思うんです、そこはカーブですから。にもかかわらず、アウトコースのほうはカーブとは逆の曲線の歩道境界があり、走行すると分かるんですけども、その逆カーブに沿った走行は車はしないんですよ。どうしたってカーブの見える方向に沿ってカーブをしていくんですね。ですので、カーブでは同時に車が進入すると、離合で極めて危険な状態となります。それが証拠に、接触事故のほうが多数起こっているとのことですね。

大型の路線バスも通る道路でして、バスが来ると、もう離合は不可能となります。というのは、前後のところはバスとでも離合ができるんですよ。でも、そのカーブに関してだけは離合ができなくなるわけです。

それでも、幅は同じであって、問題はないと言えるのでしょうか。担当者の方は、離合に合わせて走行し、体験していただきたいと思うんです。バスとの離合に合わせて走行し、体験するというのもまた大事かと思います。なぜ測ると同じなのに問題が起こるのか、どういう軌道で車は走行しようとするのか、見解を問います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 危険なカーブは拡幅されるべきであるということで、そのカーブだけ狭いので、離合が不可能になるということについてのご質問でございます。

これも以前、平成30年2月の議会でご質問をいただいている案件かと思えます。このときにも答弁をさせていただいているかと思えますけれども、このカーブの箇所につきまして、歩道が設置されまして、縁石ブロックと民家が存在するというところで、確かに幅員が狭くなりまして、大型バスの離合は不可能というふうな状況であることは間違いござい

ません。

しかし、歩行者の安全を確保するための縁石ブロック、これはもう当然必要でございますし、車の進入を防止する対策の構造物ということになりますので、縁石ブロックを撤去して幅員を拡幅するということは、これは逆に歩行者の安全度を害することになるということで考えられない対策となります。また、一定の歩道の幅員を確保することが歩行者を守るためにも必要でございますして、歩道の縮小というのは適切でないというふうに考えてございます。

これは以前、ご質問あったときにも答弁がありましたけれども、もともとここが県道であったということでございますが、このときにこの道路を拡幅するよりも、新たに、先ほどおっしゃいました交差点のほうに行く現在の県道、そちらのほうをバイパスを整備されたということからも、この市道の拡幅が困難であるというふうに今判断されたものというふうに理解をしております。ですので、ちょっと車の軌道云々というのをおっしゃっていただいておりますけれども、そういうことよりも、基本的にはここの拡幅が困難であるから県道が整備された、またこういったところの交通事情につきましても、先ほども申し上げました国道8号野洲栗東バイパスの開通によりまして、大きく事情は変わってくるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 結局、ここの車は、将来にわたって大きく減っていくことはないと思うんですね。それはなぜかという、先ほど問題としている交差点のほう、右折レーンのほうが極めて狭いのでということもあります。山出地先のほうを回ったほうが距離が短いと感じている人も多いみたいです。そちら側の山出地先を回らないで、御上神社前のほうへ行くと信号が1個増えてしまいます。そういう事情から考えても、車の量が減っていかないんじゃないかと思うわけです。

また、これが一番ポイントなんですけども、先ほどの交差点の問題のところ、渋滞時間に行くというのはもう考えられないわけです。直進車の迷惑になってしまうからです。だから、特に通勤時間帯は右方面、右方面というのは、近江八幡方面に行く人は山地先のほうを通るというのがもう当たり前のようになっています。

以前にもそういう回答がいただけたということで、県道のほうができたんだからそちらを使うのか想定だとおっしゃられるんですけども、今言ったような事情を考えてもなお、

右折レーンの欠陥交差点に誘導するのでしょうか。その考えは現執行部として、今でもそう思っておられるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほども申しあげましたように、ここの道路の拡幅が、やはり困難であるということでバイパスというふうな選択をされたというふうに思っております。

先ほどの交差点でございますが、先ほど申しあげましたように、ここも一定、30年ほど前、これも以前答弁がありましたけれども、拡幅をされて一応車線を、現在、左折、直進、それから右折のレーンを設けられているということでございます。いずれにしましても、この交差点は先ほど申しあげましたように、国道8号野洲栗東バイパスが完成しましたら、大きくここの状況も変わってくる、ここにかかる負荷も変わってくるというふうに思っておりますので、そちらのほうに全力を注ぐべきだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 5時まで残り時間、質問時間もあと僅かではありますが、念のために延長のお諮りをいたします。

お諮りをいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問をお願いします。

長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 拡幅が困難だということなんですけども、よくそういう回答いただくので、私は拡幅をやればどんなふうになるのかというのを想定して、一遍図面を描いてみました。こちらですね。不可能ということはないと思うんです。交差点に対する右左折レーンをしっかり整備して、レーンのほうが整備されさえすればいいわけですし、全線を2車線にするなどという話ではないんですよ。ですので、この資料のほうを担当課のほうにもお渡ししています。見ていただいて、こういう考え方もあるんだと、お金のほか

らないというのは買収が伴うのでお金はかかるんですけども、それほど大きな予算をかけずにできる方法として、私はちょっと一遍描いてみましたので、ご検討のほうしていただきたいと思うんです。

先ほども申し上げましたとおり、バイパスのほうが完成したからといって、右左折のレーンの問題が解消するわけではないわけですよ。ですので、山出地先のほうに行く車が減らないということは多分変わらなくて、その結果として、その危険なところの車の量も変わらないんじゃないかと予想しております。今後、その点も踏まえて注視していただきたいと思います。市長の見解よろしくをお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長の見解ということでございます。県道バイパスを整備しているにもかかわらず、県道野洲甲西線からの移管道路である現市道を拡幅することは、社会資本整備としては二重投資になり、政策的には考えられないと思います。必要でかつ可能な安全対策については検討できると思いますが、部長がお答えいたしましたように、現時点では国道8号野洲栗東バイパスの早期完成に向けた取り組みを進めていくことが議員がご指摘されている様々な課題の改善につながる近道であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 山出地先のほうに行こうとする車が直進してもいいんだと思えるような交差点の改修をしないと、結局そちらに車が行くという現状があるということ強く認識していただきたいと思います。今後、そこにも注視、よろしく願いいたします。

以上で質問のほうを終わりたいと思います。

○議長（東郷克己君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時57分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年12月4日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 坂 口 重 良

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子